

○議事日程（令和4年6月23日第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 大橋三男

○出席議員

1番	西脇康	2番	清水由美子
3番	小寺光信	4番	北倉義博
5番	岩永義仁	6番	長澤龍夫
7番	大橋三男	8番	吉田太郎
9番	早崎百合子	10番	野村永一
11番	田中敏弘	12番	松永民夫
13番	水谷久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝	副町長	川地憲元
教育長	森島恵照	総務部長	川口智也
特命事項推進監兼 総務部税務課長	藤田勝彦	総務部総務課長	近藤晴彦
総務部 企画財政課長	尾前眞理	住民福祉部長	大倉修
住民福祉部 住民環境課長	小里克昌	住民福祉部 健康福祉課長	近藤真由美
住民福祉部 子ども課長	香川明美	産業建設部長	松岡弘泰
副特命事項推進監兼 産業建設部 建設課長	問山剛	産業建設部 産業観光課長	竹中修
産業建設部 水道課長	加納康宏	会計管理者	高橋正人
会計課長	若山実穂	教育委員会 事務局 会長	中島恵美

教育委員会 教育総務課長	大橋嘉代	教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹
消防長	坂口貴	消防総務課長	古川博規

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	中島和哉	議会事務局書記	稲川諭実彦
--------	------	---------	-------

(開議時間 午前9時30分)

○議長(大橋三男君) おはようございます。

令和4年第2回養老町議会定例会を開催するに当たり、議員並びに執行部各位には、御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。傍聴者の方もお願いをします。

前段を私が読み上げますので、後段の御唱和をよろしくをお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(大橋三男君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員の出席でございます。

また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。それに、本定例会におきましては、上着の着用を自由としておりますので、暑い方につきましては、上着を脱いでいただいて結構です。

ただいまから令和4年第2回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(大橋三男君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、12番 松永民夫君、13番 水谷久美子君、以上を指名します。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第56条第1項の規定に基づき、議員1人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、本日は8名の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、13番 水谷久美子君。

○13番(水谷久美子君) それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき3件で質問をいたします。

1件目は、官製談合・入札制度について伺います。

5月11日、元職員の官製談合での逮捕は、町内外を問わず大きな衝撃を受け、社会にも衝撃を与えました。捜査の全容解明が待たれるところですが、5月11日の庁舎内における緊急記者会見、3月5日の庁舎内への家宅捜査など、年度末、年度初めの新旧役場人事体制の中で3か月が過ぎました。

次の6点で質問します。

1点目は、警察への事情聴取についてです。特別職、各課職員の延べ人員と延べ時間をお答えください。また、公務への支障について伺います。

2点目は、入札価格などにおける書類の保管体制、仕様書の保管ルールについて伺います。5月臨時議会では、ずさん管理かの一部報道にあった内容を全面否定されました。今事件の発覚前と後の管理は、何ら変わらないということでしょうか。

3点目は、指名停止要綱について伺います。今回の事件は、2020年、令和2年発注の解体工事の入札でした。指名停止期間をめぐっては、担当者会議でけんけんがくがくの協議が繰り広げられたものではないかと察しています。具体的な協議内容をお知らせください。また、いつからいつまでの指名停止期間でしょうか。さらに、町の要綱には、官製談合事件で処分を受けた企業の指名停止期間の短縮など町長特例はありませんか。質問を変えます。例えば、指名入札で応札し、仮契約も締結したさなかに官製談合が発覚し、逮捕者などが出た場合、町の要綱では即日指名停止、仮契約解除を取り下げる要綱になっているのでしょうか。町の指名要綱には、違法行為による社会的失墜行為について、逮捕または起訴を知った日からと明記されているのでしょうか。独占禁止法違反など認定した日からでは相当の日数がかかり、認定するまでの対応ができないこととなります。

4点目は、過去5年間の平均落札率と、落札率に対し町として検証されているのか伺います。

5点目は、予定価格の事前公表、事後公表に対し、県内自治体で対応が分かれていると承知しています。国土交通省によると、予定価格は入札の透明性を確保するなどの理由で事前公表が慣例的に行われてきたが、ゼネコン汚職事件などが相次ぎ、2000年、平成12年頃から公共工事の入札の適正化を促進する法律や指針を整備し、談合を防止し、競争性を確保することができるとし、予定価格の事後公表を推進しています。町の見解を求めます。

最後の6点目では、疲弊したコロナ禍の影響もあり、町内中小業者への育成施策が求められます。分離発注やランク別入札方式で中小業者分野への大手業者の参入を防止し、特に下位ランクには工事が厚く配分されるよう改善点を見直し、小規模工事の発注を増やすことが重要だと考えますが、御見解を伺います。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） 実務的な内容でございますので、私のほうから回答をさせていただきます。

6点御質問がございましたが、1点目の事情聴取による延べ人員と延べ時間及び公務への支障ということでございますが、警察から事情確認等で聞き取りを受けた特別職及び一般職員は、全体で延べ43名でございます。

また、聞き取りを受けた延べ時間につきましては、特別職及び一般職員全体で約62時間となります。警察からの聞き取りにつきましては、警察よりあらかじめ個々の職員の公務の予定を確認の上、事情確認ができる職員をその都度実施しているため、公務に支障を来すような状況ではございませんでした。

2点目の書類の保管体制について御質問がございましたが、入札価格となる予定価格につきましては、総務課内の鍵のかかる棚に保管し、保管体制に万全を期しております。また、仕様書等の保管につきましては、金入りの仕様書を発注課が施行時の起案する書類として保管しており、これも鍵つきの机や棚で保管するようルール体制が確立されております。

3点目の指名停止要綱についての御質問でございますが、この指名停止につきましては、養老町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱及び養老町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱運用基準が定められており、これに基づいて資格停止を行います。この基準に基づき、このたびの指名停止措置期間、令和4年5月19日から令和5年2月18日までの9か月間といたしました。この措置期間を決める際に参考にさせていただきましたのは、岐阜県の基準でございます。また、御質問にある指名停止期間の短縮などの特例措置は、特にはありません。

官製談合が発覚し、逮捕者が出た場合の対応でございますが、逮捕者が出たから即指名停止となるわけではありません。逮捕事実に基づき指名業者選考委員会を開催し、指名停止について協議した結果に基づき停止を決定することとなります。当然入札の際に該当する案件において不正行為が発覚した場合には、契約締結を見送る場合はあるものと存じます。

また、養老町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱運用基準に該当する事案が発生した場合に、指名停止の資格停止措置を行うこととしており、事件の事実認定ではなく、このたびは逮捕事実に基づき資格停止措置を講じたということになります。

4点目の落札率の検証についての御質問でございますが、予定価格を公表していなかった令和3年度までの過去の落札率につきましては、5か年の平均は約93%となります。設計価格は予定価格となりますので、設計価格より下回った場合の落札金額につきましては、特に問題があるという認識ではございませんが、入札制度における落札価格についての検証は、今後進めていきたいと存じます。

5点目の予定価格の公表についての見解ということでございますが、令和4年度からの予定価格を事前公表してからの平均落札率は94%となっています。予定価格の公表前と以後では、約1%落札率が高い傾向が見受けられます。今後も入札の執行状況につきまして注視してまいりたいと考えております。

町としましては、令和3年度に岐阜県内の他市町で発生した官製談合事件を受けまし

て、職員と業者との癒着を排除するため、入札に係る改善策の第1弾として、議会での議決が不要な5,000万円未満の工事につきましては、令和4年度から予定価格を事前公表する措置を実施させていただいているところでございます。この制度改善により、職員と業者との癒着は完全に排除されるものと考えますが、この制度改善による入札の執行状況も見極めながら、さらなる改善策を検討していきたいと考えております。

6点目の町内中小事業者への育成ということについての御質問でございますが、一般競争入札が原則ではございますが、現在の入札制度につきましては町内事業者育成を目的とし、指名競争入札を主体として入札を実施しております。町の入札制度におきまして、指名願の提出により全ての業者が指名されるのではなく、実績等のランクや地域性などにより入札業者が選定されております。また、分離発注等につきましても、国からの指針に基づき適正な発注方法を適宜実施してまいります。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 今回の件につきまして、何ら改正や検討することはない旨の答弁に非常に違和感を持ったのは私だけでしょうか。

通告項目で再質問をいたします。

1点目は、警察への事情聴取ですが、特別職を含め警察署に出向いた職員、庁舎内で事情聴取を受けた職員の各部署ごとの実数と庁舎内のどこの公室で事情聴取が行われたのでしょうか。

2点目は、書類など保管体制にはルールが確立され問題なしとの見解ですが、開ける・閉めるなど個人が特定され、履歴データとして保管する体制になっていますか。鍵付きの棚を使用しているということですが、デジタル化への改善検討をすべきではありませんか。

3点目は、指名停止措置要綱や措置要綱運用基準での官製談合が発覚し、逮捕者が出たから即指名停止になるものではないとの答弁や、5月11日に元職員の逮捕により5月19日からの指名資格停止は、談合という根絶すべき内容から非常に甘い姿勢であり、規定見直しが求められるのではありませんか。

2018年、リニア中央新幹線工事でスーパーゼネコン4社に逮捕者が出たことが3月2日に報道されました。東京都は即日3月3日に指名停止し、仮契約解除、予算議案を取り下げました。都の指名停止要綱には、違法行為による社会的失墜行為について、逮捕または起訴を知った日からと明記されているからです。全国的に官製談合に対し厳しい見直しが行われています。当町のこの要綱などの改正などは適宜に行われてきているのでしょうか。

4点目、5点目の落札率や予定価格の事前・事後公表についてです。

工事の種類や規模などが様々なことや、現在は原材料の高騰で一概には言えませんが、

適切な工事を実施し、かつ業者に利益が発生するための落札率は80%台が目安と言われてきました。今後、落札率について検証を進めるとの答弁ですが、私は落札率の町民への情報公開の徹底を求めたいと考えます。

また、公共工事の基礎資料となる単価表を公表する自治体も増えており、予定価格の事前・事後公表は全国的な流れになっており、県内においては、昨年10月の国土交通省の調査では、原則非公開が5町あるとし、養老町も含まれていました。令和4年から事前公表し、公表後では約1%落札率が高い傾向にあるとのことですが、正解があるわけではなく、大変難しく、試行を重ねながら総合的に判断していただきたいと考えます。執行状況を注視するだけの姿勢ではなく、既に事前・事後公表している自治体との情報共有も図っていただきたいと考えます。

6点目の町内業者の育成に関しましては、公共工事の施工に当たり、工事を委託した業者に対し、地元業者の活用、地元資源の優先的活用、適正な賃金の支払いなど自治体の土木部長名で求め、地元業者の生活と営業を守り、雇用の安定と促進を求める自治体があります。ぜひこの点で町民や地元業者から支持される施策を講じていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） 水谷議員の再質問、5点ございますが、1点目から4点目につきましては実務的な内容でございますので、私のほうから回答をさせていただきます。

まず、1点目の事情聴取ですが、特別職を含め警察署に出向いた職員、庁舎内での事情聴取を受けた職員の各部署ごとの実数と、庁舎内のどこの公室で事情聴取が行われたのかということでございますが、警察からの聞き取りにつきましては、警察署での聞き取り、役場内での聞き取りともございますが、特別職を含め一般職員は任意の聞き取りでございます。警察署内での聞き取りは、特別職を含め総務部で3名、住民福祉部で1名、産業建設部で6名、教育委員会で1名の計11名でございます。警察署内での聞き取りをされた職員を含め役場関係施設での会議室等での聞き取りは、特別職を含め総務部で16名、住民福祉部で5名、産業建設部で13名、教育委員会2名の計36名となります。警察の聞き取りを行った会議室につきましては、警察からの依頼があった際に、その都度空いている会議室を利用し行いましたので、どの会議室をというような特定する形での聞き取りは行っておりません。

2点目でございます。

書類など保管体制にはルールが確立され問題なしとの見解ですがというところでございますが、書類の保管体制のデジタル化への改善検討をすべきではということでございますが、現時点におきまして、棚や机の鍵の管理は担当者が管理する形となっており、開けたり閉めたりという履歴は残るような体制にはなっておりません。電子キーや電子

カード等によるセキュリティー対策は講じておりませんが、リスク管理を図るため、重要書類の管理について、どのような管理方法が最善であるのかなど研究してまいります。

3点目の規定の見直しについて適宜行われているのかという御質問でございますが、元職員及び容疑に関わる業者の関係者逮捕から1週間ほど経過して、該当業者の指名停止を行ったことにつきましては、県内の地方公共団体の中ではいち早く措置を講じたというところでございます。また、調査委員会の中で談合の根絶に向けた検討も行われますので、現在の規定を改善すべき部分がある場合には、見直しも含めて検討してまいります。

この要綱の規定については岐阜県に準じるものの、直近において厳しい処分等の対処についての改正は行っておりません。

4点目の予定価格の公表に係る御質問でございますが、現在入札の結果につきましては町のホームページに公表しております。また、予定価格につきましても入札結果とともに情報を公開しております。今後も情報につきましては積極的に公開をしてまいりたいと考えております。

令和4年度から5,000万円未満の工事につきましては予定価格の事前公表、5,000万円以上の工事においては事後公表とする措置を講じ、業者と職員の癒着の排除をする措置を講じたところでございますが、この措置が最善の策とは考えておりません。国や県、近隣市町の動向や情報も注視しながら課題を検討してまいります。

○議長（大橋三男君） 川地副町長、自席答弁。

○副町長（川地憲元君） 最後の町内業者育成に関しましての施策という御質問でございますけれども、指名業者の選考委員会の委員長は私でございますので、私のほうから御回答を申し上げます。

工事の実施につきましては、やはり価格が全てではないというところもでございます。地元密着型で施工し、今後の維持管理等に安心感、また信頼感が醸成される部分もございます。そういった理由によりまして、町内業者育成という観点も非常に重要な要素であると理解はしております。

入札に関わり、利用業者や採用する製品などにおいて制約する条件などを付することにつきましては難しい部分もございますが、今後も適正な入札の執行を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 養老町の総合計画の進展と住民サービスの提供を寄与する庁舎の中で警察の官製談合に関わる事情聴取が行われた事実、庁舎内で謝罪会見が開かれた事実は、町民が町政の信頼を失墜させるゆゆしき問題です。大橋町長の任期中、また11月20日に判明する次期町長が官製談合をさせないことが、この件で町民の信頼を取り

戻すことだと考えます。現状の決めごとでよしとするのではなく、入札契約制度を改革していくことは、とても重要な課題だということを強く申し上げ、次の質問に入ります。

2件目は、学校給食について、5点で伺います。

日本で最初に学校給食を実施したのは、今から133年前、山形県鶴岡市の私立忠愛小学校と言われています。昭和21年には戦後の学校給食開始の方針が文部、厚生、農林の3省で協議され、方針が決まり、コッペパンと脱脂粉乳で開始された学校給食は、食糧事情が極度に悪い状況の中、子供たちの飢餓対策として実施されました。昭和29年の第19回国会で学校給食法が成立し、法体制が整い、昭和35年には学校給食調理員の定数確保や身分の安定、学校栄養士配置が制度化されました。その後、脱脂粉乳から生乳へ、給食用小麦粉の漂白廃止、ビタミン強化、給食用パンへのリジン添加物、流動パラフィン使用禁止、臭素酸カリウムが検出、ポリプロ食器から有害添加物BHTが露出、パンから米飯給食を推進するなど、昭和50年からは給食業務の民間委託と、学校給食を取り巻く環境は、社会問題化や市町村長選挙の公約の争点としても取り上げられてきました。

養老町においては、近隣の市町がセンター化に踏み切る中、災害時にも適用する自校単独方式を堅持し、現場の努力や創意工夫、安心して安全な給食をと願う親と連携し、充実したものに発展し、献立や調理には教育と位置づけるという中には意識的、意図的に盛り込まれています。

今年度から、養老小で広幡小、上多度小の給食を作る拠点校方式での提供となりましたが、1点目は、仕入れの価格高騰が学校給食にも深刻な影響が出ていると察しています。県内においては、今年4月から値上げした市町、国の地方創生臨時交付金の拡充によるコロナ禍における原油価格、物価高騰対応分、生活支援を活用し、保護者負担の軽減に向けた予算を講じる市町、6月議会に小・中学校全ての給食費無償化を提案する市など、自治体としての裁量が注目されています。当町の給食費の現状と課題について伺います。

2点目は、文部科学省の2021年、令和3年度の調査で、学校給食での地場産業と国産食材の使用割合が共に増加し、昨年度の全国平均は、金額ベースで地場産物56%、19年度比3.3%増、国産食材で89%、2%増であることが公表されています。都道府県別では、地場産業の使用割合は山口県が最も高く85.2%、国産食材は長野県の97.7%と報じています。昨年度から始まった第4次食育推進基本計画では、学校給食で使用する地場産物、国産食材の割合を2019年、平成31年度から維持向上させた都道府県の割合を90%以上にすることが目標として掲げられています。地産地消の食材提供や国産食材、国外食材の割合の現状や冷凍食品使用割合について伺います。

3点目は、食物アレルギー対応配慮の児童・生徒数、アレルギー食品目、低アレルゲン献立の実施について伺います。アレルギーの基礎知識や食物アレルギーの現場での基礎知識は、大変重要なことです。その上で食物アレルギー対応に関するマニュアルの策

定や改定状況を伺います。

4点目に、拠点校方式での栄養士の人材確保について伺います。随分前ですが、総務民生委員会で笠郷小学校ランチルームの給食体験をさせていただいたことがあります。栄養士の方は、毎日の野菜の切り方などから始まる指示文書や献立作成、給食便りの発行など栄養士の仕事にも残業があります。私たちは常に安全でおいしい給食を目指し公務に当たっていると話されたことがあります。子供たちの心と体、生きる力を育てる学校給食のプロが栄養士です。拠点校方式で栄養士の人材確保はどのように検討されましたか。

最後に、ランチルームの再開について条件を伺います。少子化の折、異年齢で給食を食べる環境整備は、県内に先駆けて取り組んだ養老町の誇れる施策であると思います。コロナ禍で、学校給食を楽しく会話を楽しみながら食べることができなくなりました。いわゆる黙食です。小学校の新1・2・3年生にもランチルームでの給食を経験させてあげたいと思いますが、教育委員会として、再開に向けての条件や議論はされているのでしょうか。

○議長（大橋三男君） 大橋教育総務課長、自席答弁。

○教育委員会教育総務課長（大橋嘉代君） 水谷議員の1点目から3点目につきましては、実務的な内容となりますので、私のほうから回答をさせていただきます。

まず、1点目の仕入価格高騰による給食費の現状と課題についてでございます。

物価高騰に伴う食材や調味料等の値上げにより、献立の工夫や使用食材を変更するなど、学校給食に少なからず影響が及んでおります。

当町の給食費は、小学校においては1人当たり月額4,500円、中学校においては月額5,300円を保護者から御負担いただいております。ちなみに、県内自治体の給食費の平均額は、小学校においては1人当たり月額4,698円、中学校においては月額5,364円であります。

物価の高騰に伴い、当町といたしましては保護者負担増を回避するため、給食費を値上げすることなく給食を実施したいと考えています。食材の値上げや物価上昇に対応するため、デザートを公費で負担し、児童・生徒に平等に補助する方法を考えました。増額分は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。このことにより、給食費として集金した費用をデザート以外の食材購入に充てることができ、総合的に給食費の値上げを抑えることができます。

次に、2点目の地産地消の食材提供や国内外食材の割合及び冷凍食品の割合はという御質問でございますが、地産地消の食材提供については、令和3年度において使用した食材である豆、キノコ類、野菜果実、牛肉、豚肉、米粉、水産物の総使用料3万9,932キログラムのうち、県内産の食材は2万1,378キログラムで、使用割合は53.5%でした。

また、国内外の食材及び冷凍食品の使用割合につきましては、令和3年度において、

国内産食材が86%、外国産の食材が13%であり、輸入の冷凍食品の使用割合は1%でした。

次に、3点目の食物アレルギー対応の配慮を要する児童・生徒数、アレルギー食材品目、低アレルギーの献立の実施状況についてという御質問でございますが、当町のアレルギー対応を要する児童・生徒数は、小学校54名、中学校33名であります。アレルギー食材品目については、卵、乳製品、果物、ゴマ油を除くゴマが学校給食の除去対象となる食品として上げられます。また、低アレルギー献立については、当町はどの学校も実施はしていませんが、食物アレルギーを引き起こすソバ、キウイフルーツ、ピーナツ、エビ、カニ、ナッツ類、生パイン、メロンについては、原則食材として使用しないよう配慮をしております。

水谷議員の御指摘のとおり、アレルギーの基礎知識や食物アレルギーの現場での基礎知識は、学校給食を実施する上で非常に重要であります。当町においては、平成25年4月に学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを策定しております。策定後は、学校給食の実情に即し、数回の見直しを行ってきておりますが、現在は最新のものとして令和3年12月に改定を行い、今年4月から改定後の内容に基づき食物アレルギー対応を行っております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 森島教育長、自席答弁。

○教育長（森島恵照君） 4点目と5点目について、私のほうからお答えさせていただきます。

拠点校方式での栄養士を含めた人材確保についてですけれども、まず拠点校方式の導入により、養老小学校共同調理場における調理数は382食から629食に増加します。当然、調理員も増員が必要です。

養老小の共同調理場には、調理員を2名増員し、7名の調理員を置き、広幡小、上多度小学校には各校1名の給食補助金を配置する予定でございます。そして給食の受け取りやお盆の洗浄等を担当していただく予定であります。

お尋ねの栄養教諭等栄養職員については、県の基準、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2に基づき配置されます。養老小学校の栄養職員は、継続して共同調理場に配置される見込みですが、令和5年度の児童・生徒数に応じた配置となるため、確定は今後の状況によります。引き続き現状の栄養教諭・栄養職員、町内3名おりますが、その配置について継続していただけるよう県のほうに要望してまいりたいと考えております。

なお、当町としては、退職した栄養教諭を会計年度任用職員として採用し、町内の各学校の調理員の業務を指導・サポートするように努めております。

5点目のランチルーム再開の条件についてです。

ランチルームは、子供たちにとって楽しい給食を具現するため設置されました。コロ

ナ禍では大勢が集まって楽しく会食することはできず、各教室で食べています。

現在、給食は黙食です。このことが徹底されているからこそ、感染拡大に歯止めがかかっていると考えられます。そのため、当面はランチルームにおける給食の実地は、見合わざざるを得ません。再開の条件は、新型コロナウイルス感染症の終息状況によると考えます。体育の時間や部活動におけるマスク着用が見直されたように、文科省や県の教育委員会の指針を踏まえ、適切に対応したいと考えていますので、いましばらく現行の給食体制に御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 3点で再質問をいたします。

タマネギが1個、去年の2倍の価格、キャベツも1玉1.5倍、7月から、さらに9月から新たな食材も値上げすると連日報道されています。地方創生臨時交付金239万1,000円を活用し、総合的に給食費の値上げを抑えるとのことですが、この金額で乗り切れるでしょうか。食材の量や質が確保できるのか、非常に不安です。

新年度予算に付随した令和4年度参考資料を基に、本町の児童・生徒数、小・中合わせて1,894人と県教職員の255人で2,149人になります。交付金総額を総人数で割ると、1人1,112.6円です。給食現場においても、野菜などの量が少ないことを実感すると聞きます。今後、想定外で値上げが進み、6月議会の補正対応で賄えなくなったときの見解をお聞かせください。

2点目は、子供たちが口にする給食は、より安心して安全であるべきです。県内産も含め、国内産の割合が86%との回答でしたので、第4次食育基本計画における県の目標値90%以上を当町でも目標に掲げていただきたいと考えますが、見解を求めます。

また、外国産の食材13%や輸入冷凍食品1%は、どこの国の食材でしょうか。

3点目は、ランチルーム再開について伺います。文部科学省衛生管理マニュアルに沿った学校給食の黙食を福岡市が見直しするとの報道がありました。現行の町の給食体制は十分理解しますが、黙食解除イコールランチルーム再開と考えてよいのでしょうか。

○議長（大橋三男君） 森島教育長、自席にて答弁。

○教育長（森島恵照君） 水谷議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。

議員御指摘のとおり、物価高騰に伴う食材の値上げにより、学校給食にも少なからず影響が及んでおります。今回の議会において、学校給食の献立の一部を公費負担する補正予算を計上させていただいておりますが、今回は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただきます。保護者から御負担をいただく給食費を、負担が増えることがないように、町においても今後できる限り支援策を検討してまいりたいと思っております。まず今回はできることということで初めにさせていただきますし

たので、御理解いただきたいと思ひます。

今後も物価の高騰は継続することが予想されますので、社会情勢等を鑑み、国の交付金等の積極的な活用と保護者の負担を強いることがないよう、町ででき得る支援の検討をしまひたいと思ひております。

2点目です。

本町の国内産の割合は86%であり、県の目標値である90%以上には届いていませんが、現在の物価高騰に伴い食材が値上げしていることから、国内産の割合を増やすことは給食費の負担増につながるおそれもあるため、慎重に検討をしまひております。

しかしながら、国内産は国外産と比較し、より新鮮で質のよい食品が多く、安心感や信頼感を得やすいという利点がありますので、様々な工夫を凝らし、本町の目標値を県の目標値に近づけるよう努力をしまひたいと存じております。

お尋ねの食材に関わつてですが、現状全てを把握することはできませんけれども、例えばですけど、しょうゆとかみそはアメリカやカナダ産であります。それから砂糖類はタイ、インドネシア、ブラジル産、しょうゆはアメリカ、ブラジル、カナダ、オーストラリア産などの食材で作られているということを調べてあります。ごめんなさい、油類はアメリカ、ブラジル、カナダ、オーストラリア産で作つておりますということです。

最後、3点目、ランチルームのことでございます。

水谷議員が言われるように、黙食の見直しを検討している自治体もあると聞き及んでおります。

先ほど回答しましたとおり、当町の各学校での給食は、現在黙食であります。ランチルームは大勢の子供たちが一堂に会して食べる場所であります。

黙食を解除することがランチルーム再開の条件の一つではありますが、現在岐阜県や本町の感染状況を鑑みますと、子供たちや保護者の皆様の不安に感じられることもありますから、再開にはまだ少し時間をいただきたいという見解でございます。

学校給食は、子供たちにとって楽しい時間です。1日でも早く再開をしたいと望みますが、子供たちや保護者の方が安心して給食を食べることができるよう、再度これからも検討をしまひたいと思ひております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 過去の1300年祭、花火などイベントに対する経費やプレミアム商品券の購入方法、あるいはサテライトオフィスへの取組などについては、町民の中での賛否両論の声は議員に寄せられていますが、学校給食の公費負担に異を唱える町民はいないと思ひます。それは養老町の学校給食のすばらしさが町民に共有され、認知されているからです。子供たちの心と体を育むのが学校給食だからです。6月補正で財源不足が生じた場合、今後の国の交付金充当メニューを注視しながら、優先的に学校給食

に充てていただくとともに、町の一般会計からの支出も視野に入れ、取り組んでいただきたいと思います。

学校給食は、子育て支援策であります。町長の見解を求めます。

○議長（大橋三男君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 先ほど来、議員と教育長のやり取り等がございますように、教育というのは、私どもも最重要課題として捉えておりますし、この異常な物価高が世の中に与えている影響、それから子供たちに与える影響というのも十分考慮しているつもりでございます。今後、そういったことがあれば、町単ということも検討をしてみなければならないというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 3件目、最後の質問でございます。

3件目は、祖父母手帳の交付について伺います。

色の名前、聞き手、昼寝後や入浴後の水分の与え方、出産前後の妊婦への食材や言葉かけ、祝い事など世代間ギャップによる育児への違いに関する悩みが寄せられます。都道府県や政令市などは、祖父母手帳の交付があり、岐阜県においても孫育てガイドブックが発行されています。ダウンロードで入手できますが、冊子で購入する場合は切手代が自己負担となります。県内では無料で希望者に渡している自治体もあるようですが、まだまだ祖父母手帳の認知度は広がっていないと思います。

全国の交付の中身を読みますが、世代間ギャップによる例示があまり明記されていません。特に70代、80代前後の祖父母と20代、30代の親世代との受けた教育の違いは否めません。

そこで、町として世代間ギャップを体験した生の声を生かしたオリジナリティーな祖父母手帳の交付を提言します。

○議長（大橋三男君） 香川子ども課長、自席答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） ただいまの水谷議員の御質問につきまして、実務的な内容が含まれますので、私から回答をさせていただきます。

孫育てガイドブックは、近年増加している祖父母世代からの孫育てに関連した相談事例を基に、子育てに関する世代間ギャップを解消するためのノウハウや、現在主流の育児方法などが紹介されており、祖父母が孫やその親と良好な関係を築きながら、子育てのよりよいサポーターとなってもらうために岐阜県が発行しています。

議員御発言のとおり、この冊子は県子育て支援課で無料配付されており、郵送による配付希望の場合は1冊140円の返信用切手を自己負担していただいております。また、町子ども課の窓口においても配付しているほか、県のホームページからもダウンロード

により入手できます。

オリジナリティーな祖父母手帳の交付をとの御提言をいただきましたが、県において既にガイドブックが作成されておりますので、そちらを活用しつつ、町としての孫育ての情報発信をしていきたいと考えております。

祖父母世代、子育て世代との間に生まれがちな認識の違いについて、具体的な事例や実際に感じた世代間ギャップの体験談を紹介するチラシを作成し、ガイドブックと併せて活用してまいります。チラシは母子手帳交付時に配付するほか、町子育て応援サイト、「ようろうっこ」にも掲載し、広く周知してまいります。

多くの方に孫育てガイドブックを知っていただき、孫育てや地域での子育て支援への積極的な関わりを促進し、子育てのよりよいサポーターとなっただけけるよう情報発信してまいります。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） プロジェクターを注目ください。教育長、教育部局の職員の皆さん、そして子ども課長以外の正・副町長を初め、議場に着座されている皆さんは、この色を何色と言いますか。

実は、70代の方から3歳の孫と父の日の似顔絵を書いていたとき、顔の色に迷っていたので、この肌色を塗ろうかと言ったら、息子のパートナーから正しい色で教えてください、今は肌色とは言いません、差別的な言い方でもありますと言われ、クレヨンのラベルを確認すると薄だいだい色と書いてあった。本当にショックで、孫を預かるのに自信をなくしたとのことでした。調べてみると、各社2000年9月の生産から肌色の呼称を薄だいだい色に変更していることが分かりました。パールオレンジと記載している商品もあるとのことです。日本人でも肌の色は一人一人違います。外国籍の子供や国際結婚も進み、肌の色は国際化しています。人権の観点からも考えなければいけない問題ですが、私たち世代には、固定概念とともに呼称変更されたという学ぶ機会がそう簡単には見つかりません。利き手も、両親は子供の個性を尊重して育てたいのに、祖父母が左利きの孫に対し、女の子は包丁を使うから、男の子は会社でだらしく思われるから、習字やそろばんにも影響するからと右利きにするよう働きかけるという声もよく聞きます。

これらは、ジェンダー、平等とも関わる内容です。正しい知識で孫と接したいことは、祖父母共通の願いです。県の冊子の普及とともに、町独自の附属冊子も検討する旨の答弁をいただきましたので、期待します。

また、県の孫育てガイドブックは、令和元年12月に発行となっております。改訂するときには、先ほど言いました薄だいだい色や利き手の問題など、人権やジェンダーに関わる事例を県に伝え、改訂のときに記載をしていただくよう町から提言していただけないでしょうか。

さらに、保健センターでママパパ教室が充実しているように、祖父母教室の開催も検討していただけないでしょうか。先ほどの事例体験などを交流し、適切な指導を学ぶことは大切な子育て支援でもあると思います。

○議長（大橋三男君） 香川子ども課長、自席答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） ただいまの水谷議員の再質問につきまして、回答をさせていただきます。

祖父母教室の開催についての御提言のほうをいただきましたが、県内自治体において、祖父母教室を実施している市町村の確認が現在ではできていない状況ではありますが、県外の市町村におきましては、祖父母教室を開催し、今どきの子育てについてやお孫さんとの関わり方についての教室を開催されているところもございますので、そういった事例のほうを参考にいたしまして、教室の開催等については今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○13番（水谷久美子君） 県への……。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） ガイドブックの内容につきましては、水谷議員様からお話しいただきました内容につきましては、ガイドブックのほうに、県のほうに記載のほうを伝えていきたいと思っております。以上です。

○13番（水谷久美子君） 終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、13番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

消毒をいたしますので、しばらくお待ちください。

それでは、次に、12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づき、2点の質問をいたします。

まず1点目、自治基本条例の制定への対応についてを質問いたします。

自治基本条例とは、自治体の自治へまちづくりの方針を基本的なルールを定める条例であります。ほかの条例や施策の指針となることから、自治立法の最高法規であり、自治体の憲法とも言われております。

自治基本条例は、地方分権推進の中で誕生をし、成長をしてきました。地方分権一括法が施行された平成12年に、全国で最初にニセコ町で制定されました。

自治基本条例には4つのタイプに分類されると言われております。1つ目は理念型で、まちづくりの基本理念、市町村の責務等を定める条例であります。2つ目は権利保障型で、住民の生活権等基本的権利を定める条例であります。3つ目は住民自治型の条例で、住民の参加や住民投票などを定める条例であります。4つ目は行政指針型で、行政施策の指針を定める条例であります。

令和4年4月1日現在で、全国で402の自治体が制定をしており、岐阜県内においては13自治体が制定をしており、特に西濃圏域におきましては、輪之内町は平成22年4月

に制定し、それ以降垂井町、池田町、安八町、海津市が制定をしております。

先ほど4つのタイプがあると言いましたが、これらの条例の中には全てこの4つが入っております。養老町は、今までこの自治基本条例をなぜ制定してこなかったのか、今後の制定の考えはどのように考えておられるかを質問いたします。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 松永議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

自治基本条例につきましては、全国で約2割、岐阜県では3割の自治体が制定をいたしております。自治体のまちづくりの方針と基本的なルールを定める条例であり、地域の特性を生かした個性ある地域づくりを自主的、自律的に進めていく上で、意義あるものと認識をいたしております。

自治基本条例を検討するに当たっては、町民のまちに対する思いや熟度の深まりと地域活動の活発化によるまちづくりに対する主体的な意識が不可欠でございます。地域自治町民会議を中心とした地域活動は、これらを育むことにもつながりますので、町内での設立状況を鑑みながら、検討時期を見定めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 今、町長から自治町民会議の設置状況を考えながら、この条例に対し対応していくという返答でありましたが、この自治基本条例、ここに私、輪之内と海津、安八、そして垂井町の条例を持っております。特に垂井町の基本条例は解説つきで、18ページにわたって本当に懇切丁寧に掲載をされております。

この自治基本条例というのは、先ほども申しましたが、情報の共有化、町民の権利及び責務、議会の役割及び責務、町の役割・責務、職員の役割・責務がしっかりと明文化されております。特に情報公開については非常に詳しくこの条例の中に掲載をされております。本当に町民の権利を保障する条例であると考えております。

これは私の考えですが、自治基本条例があって、その条例の下に町民会議が設立されるべきであると考えておりますので、ぜひ町民会議、全地区にできるまで、この自治基本条例ができないということではなく、並行しながらこの基本条例の考えを進めていただきたいと思います。いま一度町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 先ほど御答弁申し上げましたように、地域住民、いわゆるその地域住民が自ら地域づくりに積極的に関与していただかなければ絵に描いた餅のようになってしまうというふうに思っております。私が就任してから地域自治町民会議の設立を進めようと思ったのは、最終的にはこの自治基本条例を制定することを目的として住民の意識の向上を図ろうというのが一つの大きな目的でもございました。

そういった意味で、今、地域内に4か所の会議があるわけですが、もう少し増えた時点において、町内にもっと地域の自治を理解していただいて基本条例へとつなげていきたいというふうに考えております。以上です。

〔12番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 1点目の質問を終わり、2点目に入ります。

物価高騰対策への対応についてを質問いたします。

新型コロナウイルスが発症して3年を経過して、まだ終息を見ていません。景気も低迷している中で、今年の3月にロシアによるウクライナ侵略があり、その影響で原油の高騰から始まり、資源、穀物等が50%から100%値上がりをして、庶民の生活に多大なる影響をしています。

先頃の新聞の報道によりましては、生活物資、食料品など約1万700品目以上が値上げ、または値上げが予想されております。今朝の新聞においても、飼料の値上げが発表され、餌に関しては史上最高値となっておるのが現状です。この反動は必ず物価に影響してくるのは間違いないと私は思っております。

日本において、給料はこの20年間ほとんど据置状態、年金におきましては今年4月から0.2%の減額となっており、大変年金生活者等は生活が苦しくなっているのが現状であります。

養老町の今定例会の補正予算において、地域商品券等、またエネルギー関連の事業者への補助等が入っておりますが、全国の自治体におきましては、多くの家計支援施策が見られております。

一例を挙げれば、兵庫県の小野市、新潟県の小千谷市、愛知県の小牧市などは、水道料金を半年間無料にしています。また、給食費に関しては、愛知県の豊田市が小・中学校の給食費を無償とし、福岡市においても小・中学校の給食費の値上がり分を補助する施策をしております。

近隣の市町におきましても、大垣市は全世帯及び事業者に対して10か月間水道の基本料金の免除、垂井町も4か月間水道基本料金の免除対策を行っております。また、垂井町において、ごみ袋を全世帯へ無償配付の事業も取り入れておられます。また、給食費の無償化においては、山県市、岐南町、揖斐川町、垂井町も対策を公表しております。間違いなく給食費の食材は値上がりをしてきます。それぞれの支援事業において、地方創生臨時交付金の活用で取り組まれておるのが現状であります。養老町の物価高騰対策の考えをお尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 松永議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

昨年からはじまった原油価格の上昇は、その後物価高騰を引き起こし、住民生活に大き

な影響を及ぼしております。今後も食品、日用品の値上げが発表されており、家計を取り巻く厳しい状況が続くこととなります。

本定例会において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業とした1億4,393万1,000円のうち、1,411万3,000円がコロナ禍において原油価格、物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援に該当する事業でございます。

学校給食費では、保護者負担軽減のためデザート補助を、また全世帯を対象に地域商品券の発行を実施する予定でございます。また、水道料金に関しましても給水原価の上昇分を使用料金に転嫁しない方針でございます。

しかしながら、物価の高騰は今後も継続することが予想されますので、国の交付金を積極的に活用できるよう、感染状況や原油価格、物価高騰の状況を注視してまいりたいと思います。以上でございます。

すみません、ちょっと原稿読み間違いがあったようで、本年の地方創生臨時交付金の対象事業は1億4,393万1,000円、そのうち1億411万円、1,411万円と言ったようでございますけれども、1億411万3,000円ということでございますので、訂正させていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 再質問をいたします。

先ほどの水谷議員と重複する部分もあるかと思いますが、御理解をいただきたいと思っています。

町長は、定例会初日に、この物価対策において町単独の施策も考えていきたいというような発言がございました。具体的にどのような対策を考えておられるのか、考えがあればお示しをいただきたいと思っています。

○議長（大橋三男君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 国・県の補助金、交付金等を最大限活用するというのが大前提でございます。コロナ禍も相まって、どのような事態に陥るか予測できない、予断を許さない状況ということでございます。国の限度額を超えたり、対象外であっても必要に応じ支援できるよう子育て、教育、福祉分野、各産業の事業者支援など、町民の皆様の生活を守るため、幅広く検討をしてまいりたいと思います。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 具体的な内容はお聞きできませんでしたが、弱者に対し、しっかりと支援をしていくという答弁でございました。

水谷議員の質問の中におかれましても、学校給食の値上がり分は何とか抑えたいというような発言がございました。本当に町民全員に行き渡るような物価対策を切にお願い

をしたい、一事業者とか関連の事業者ではなく、養老町民全員が潤うような物価対策をぜひお願いをいたしまして質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、12番 松永民夫君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時55分といたします。

（午前10時45分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、2番 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 議長に発言の許可をいただきましたので、私からは養老町の実現したいまちの姿の1つ、多くの関係人口を有するまちの評価と今後のビジョンについて質問させていただきます。

令和4年3月の第1回定例会施政方針の中で、町長は魅力あふれる地域づくりとして、これまで以上に交流人口、関係人口の獲得に向けた取組をさらに強化していくと述べられました。前年、令和3年第1回定例会施政方針においても同様に述べられており、今後の当町にとって交流人口、関係人口獲得の取組がいかに大切であるか、力を入れているか理解できます。

この交流人口、関係人口の獲得に向けた取組については、令和3年3月に策定された養老町まちづくりビジョンに示されています。冊子にもなっていますが、当町のホームページからどなたでも全て見ることができます。

養老町まちづくりビジョンには、当町の主要施策、テーマ別戦略が提示されており、実現したいまちの姿10の戦略と行動計画と評価についても示されています。

交流人口、関係人口獲得の取組については、施策の大綱1つ目、魅力あふれる地域づくりの実現したいまちの姿、戦略1、多くの関係人口を有するまちで示されています。多様な形で本町と関わりを持つ人を増やし、多くの関係人口を有するまちの実現を目指します。

関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを示す概念です。地域と何らかの関わりがある人、地域の出身者、ゆかりがある人、地域に関心があり関わりを持とうと考えている人などを増やすための様々な取組を進めますとあり、このようにタウンプロモーション、住民参画と地域協働などなど、7つの内容が上げられております。

これに基づき、本年度この多くの関係人口を有するまちの重点施策では、1. YORO SUPPORTER WORLD事業、2. 移住定住促進事業、3. 自治町民会議設立事業、4. 日独交流事業、5. 文化財保護事業などなど15の事業が計画されています。

養老町まちづくりビジョンには、実現したいまちの姿ごとに重要目標達成指数KGIと目標指数が示されており、各戦略が実現されているか検証し、評価結果を踏まえて行

動計画の見直しをすると示されています。こちらが、戦略1. 多くの関係人口を有するまち、関係人口数の評価指標です。

質問させていただきます。

1つ目として、この関係人口についてですが、当町における関係人口とはどのようなものか、具体的な事例を含めて御説明ください。

2つ目として、先ほどの評価指標では令和6年、12年の目標値が表されていましたが、本年の取組はどのようになりますか。目標値はありますか。それは、どのような事業で評価、カウントしていきますか。この関係人口の実績の出し方はどのような方法でなされますか。

3つ目として、昨年からはまった戦略であるように思いますが、令和3年度の実績があるようでしたらお示してください。

4つ目として、令和6年度1,000人、令和12年度3,000人とした理由、根拠はどのようなものでしょうか。増えた場合に、本町にどのような変化が起こるのか、町の姿はどういったものをイメージされていますでしょうか。

○議長（大橋三男君） 尾前企画財政課長、自席答弁。

○総務部企画財政課長（尾前真理君） 清水議員の御質問1点目から3点目につきまして、実務的な内容が伴いますので、担当課である私のほうから御回答申し上げます。

まず、1点目の関係人口につきましては、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこととされております。具体的には、移住に至らないまでも養老町が好きで頻繁に行き来する人や、物産品の購入や毎年ふるさと納税をしているリピーター、養老町にルーツがある人、過去に住んでいた・働いていた人、養老町に対して強い思い入れがあり地域づくりに参加する意思がある人、養老町の魅力を発信してくれる人などで、養老町との関わりへの思いを持ったファン、サポーターであると考えています。

2点目の本年の取組についてでございますが、本町のファン、サポーターの獲得・拡大を目指して、地域ファンクラブであるYORO SUPPORTER WORLDを設立してまいります。現在、設立時期やPR・広告の手法、設立前後の情報発信、関係団体との連携、さらには設立後のサポーター向け事業などの今後の展望について検討をしているところでございます。

御質問にもありました目標数値であります関係人口数につきましては、YORO SUPPORTER WORLDのサポーター数とする予定でございます。単年度の目標値は定めておりませんが、令和6年度に1,000人を達成できるよう継続性をもって事業を展開し、サポーター獲得に努めてまいります。

3点目の令和3年度の実績でございますが、リピーターの獲得を目指し、観光拠点としての養老駅の整備や特産ブランド認証品の販路拡大、ふるさと納税者へのお礼状の送

付を実施してまいりました。また、テレワークによる新たな関係人口創出を視野に入れ、テレワーク施設YOROfficeを整備しております。

しかしながら、多岐にわたる関係人口の数値化が非常に困難であることから、地域ファンクラブであるYORO SUPPORTER WORLDを設立し、サポーター数を目標値とするものがございます。

○議長（大橋三男君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） サポーター数の人数1,000人、令和12年に3,000人とした理由、それから本町に起こる変化、それから町の姿というのは、私のイメージとしてお答えをさせていただきたいと思っております。

4点目の質問でございます。

目標数値につきましては、全国の地域ファンクラブの成功事例を参考に、実現可能な上限値として考えております。本町にとっての関係人口となり得る人は、全国に一定程度存在すると考えられますが、関係人口は増やすこと以上に本町との関係性の深さや強さが重要になると考えております。関わり方は多義にわたると思っておりますが、YORO SUPPORTER WORLDに御登録いただくことで関係性が見える化され、確実に情報を提供することが可能となりますので、来訪者の増加や興味・関心を持つ方の増加につながります。

このようなサポーターの皆様によって、町の魅力は育てられ、またその期待に応えるために磨き上げが行われることとなります。さらに、時間をかけて関係性を深めることで、ボランティアを含む地域活動への参加や地域課題の解決へとつなげてまいりたいと考えておりますし、新型コロナの影響により復旧したテレワークによる新たな関係人口創出の可能性もございます。

様々な形で人が集まることによって、にぎわいが生まれ、活気があふれることとなり、そのにぎわい・活気がさらに人を引きつけ、興味・関心を抱くことにつながってまいります。今度一度行ってみよう、久しぶりに訪れよう、そろそろ里帰りをしようかなから、また来よう、次も来よう、毎年帰って来ようとなり、第2のふるさと、心温まるふるさと養老として選ばれ、地域活性化、地方創生のさらなる進展も描けるものと考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 関係人口につきましては、総務省の関係人口ポータルサイトにおいて、地域圏は人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に変化を生み出す人材が地域に入り始めており、関係人口と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されていましてあり、地方自治体にとってはその重要性がうかがえるものです。

目標の達成は一筋縄ではいかないと思いますが、有効な事業を着実に推進していただき、本町のまちづくりの進展に向け、富の分配ではなく富を生み出すこと、豊かな養老町に向け努力していただきたいと存じます。本年度の評価につきましては、また質問させていただきます。以上で終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、2番 清水由美子君の一般質問を終わります。

消毒をいたします。しばらくお待ちください。

それでは、次に1番 西脇康君。

○1番（西脇 康君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき2点質問をいたします。

6月に入り、この地方も梅雨入りし、通学・通勤の児童・生徒の皆様にとっては傘やかっぱを着ての登下校に煩わしさを感じる季節になってきました。

ちょうど1年前の2021年6月28日、千葉県八街市の市道で、歩いて下校途中の児童にトラックが突っ込み男女5人が死傷する大惨事が起こっています。通学途中の児童・生徒が安全に登下校できる町の通学路等の安全対策の現状と、今後の通学路の管理について3点お聞かせください。

1点目は、平成24年に策定された養老町通学路交通安全プログラムですが、歩道の整備や防護柵の設置のようなハード対策や、交通安全教育のようなソフト対策など、道路状況も変化している中での現在の実施状況をお聞かせください。

2点目は、平成29年度に養老インターチェンジが開通しました。また、東海環状の南進部分については急ピッチで工事が進められています。接続する県道や町道も、大型トラックやトレーラー等の交通量が増えておりますが、地域住民や学校、PTA、道路管理者、警察、教育委員会等による安全点検・安全対策の連携・共有をどのようにされているかお聞かせください。

3点目は、生活に最も身近な公共空間の一つである通学路や側道、あぜ道や農道など、その所有管理者は町であります。保全に関しましては地域の農業者や自治会、改良組合等により草刈り等を管理されてはいますが、昨今の農業者の高齢化や後継者不足が進む中、維持管理がままならないのが現状であります。美観の向上、景観の維持、通学路を通じて、新たな地域のコミュニティーのつくりの場としての地域住民主導での取組ができないかお聞かせください。

○議長（大橋三男君） 大橋教育総務課長、自席答弁。

○教育委員会教育総務課長（大橋嘉代君） 西脇議員からいただきました3点の御質問のうち、1点目の通学路合同点検箇所の要望事項と、2点目の通学路などの安全確保の連携の御質問につきましては、関連がございますので、私のほうからまとめて回答を申し上げます。

当町では、平成24年8月に策定いたしました養老町通学路交通安全プログラムに基づ

き、学校、道路管理者、警察、地元住民、PTA、教育委員会等の協力の下、定期的な通学路の合同点検を実施し、ハード面での通学路の安全確保や整備を行っております。

この養老町通学路交通安全プログラムは、各学校において3年に1度実施することとなっておりますが、地域の要望や子供たちの安全確保の観点から、令和2年度より要望に応じて臨時的に行う体制も整えております。

令和3年度につきましては、養老小、広幡小、上多度小の3校において通学路の定期的な合同点検を実施したほか、高田中と日吉小校区において学校区の区長、保護者並びに行政相談員からの改善要望がありましたので、臨時的に2か所の合同点検も実施しました。

合同点検において協議しました内容を精査し、事故防止やドライバーへの注意喚起のため、交通量の多い交差点における赤のカラー舗装やガードパイプ、横断歩道の設置を行うなど、関係機関が連携しながら具体的な対策を講じたところであります。

今年度は、池辺小、笠郷小、東部中の3校の通学路点検を予定しております。

そのほか、笠郷小校区において先月車同士の交通事故が発生し、事故現場が通学路上でもあったことから、子供たちの安全確保が緊急に必要であるとし、関係機関の御協力の下、臨時的に緊急点検を行い、現在対策を講じているところでございます。

ソフト面では、各学校において年度初めに交通安全教室を開催し、基本的な交通ルールについて警察の方から指導をいただいております。また、PTAの御協力の下、定期的に街頭指導を行っていただき、子供たちの通学の安全な見届けをお願いしているほか、併せて通学路上の危険箇所等の巡回も行っていただき、通学路の安全確保に努めています。

こうした御協力のかいあって、東部中学校においては自転車通学に当たり模範となる活動を実施しているということで、自転車通学安全モデル校としての指定を受けて今年で4年目といった功績がございます。

日々、地域の方々の見守りにより通学路の安全確保に努めていただいておりますが、今後も引き続き地元住民の皆様の協力をいただきながら関係機関と連携を密にし、児童・生徒の安全確保を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 問山建設課長、自席答弁。

○副特命事項推進監兼産業建設部建設課長（問山 剛君） 西協議員の3点目の御質問につきましては、実務的な内容が含まれますので、私から御回答させていただきます。

通学路などの景観向上などの取組についてでございますが、通学路、水路などの景観維持、美観の向上につきましては、道路の縁など法面の除草を地域住民の皆様に御協力いただいているところでございます。

また、多面的機能支払交付金事業の資源向上支払交付金、地域資源の資質向上を図る共同活動の中で、農地畦畔や農地のり面などの雑草対策としてカバープランツ、地表面

を覆うように低く生える植物の植栽が行えるきめ細やかな雑草対策という活動がございます。

この活動への取組により、路肩またはのり面の形状確保や雑草繁茂、病虫害発生抑制などの効果が期待でき、通学路に限らず地域の景観向上に寄与するものと考えられますので、地域の皆様により共同で積極的な活動を行っていただきますようお願いいたします。

交通安全対策につきましても、雑木など視認性が悪い箇所については町で除去しております。また、車道へのカラー舗装など、ガードレール等の防護柵による物理的分離のほか、視覚的分離が自動車等の速度や走行位置に影響を与えるなど、交通安全対策に非常に有用であると認識しており、交差点の減速を促すため役場東の踏切付近に、町道高田6号線になりますが、町内複数箇所で赤のカラー舗装を行っております。以上でございます。

[1番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 西脇康君。

○1番（西脇 康君） 再質問させていただきます。

養老町通学路交通安全プログラムの通学路合同点検箇所での各学校からの現在の状況をお聞きしましたが、冒頭でお話ししました千葉県八街市においては何度も地元要望があったのにも関わらず未実施で事故になってしまいました。事故になってからでは遅いのです。

最近、近隣市町でもゾーン30やグリーンベルトといった通学路が一目瞭然の道路舗装設備等が見受けられますが、町としての実施予定があればお聞かせ願って次の質問に移ります。

○議長（大橋三男君） 問山建設課長、自席答弁。

○副特命事項推進監兼産業建設部建設課長（問山 剛君） 西脇議員の再質問に御回答させていただきます。

通行者への安全確保のための道路整備についてでございますが、通学路などへのグリーンベルトのカラー舗装ですが、現在高田中学校から養老小学校の間など、通学路を中心に複数の箇所で施工しております。

ゾーン30につきましては、令和2年度までに県下77か所のエリアで整備しており、町内においては現在養老小学校区内を適用しております。ゾーン30の適用には、地域、道路管理者の総意が必要であること、加えて事故件数や通行量、道路傾斜など様々な基準がございますことから、制度の特性なども鑑み、関係機関とも調整していく必要があると考えております。

また、通学路などのカラー舗装につきましては、地域の皆様、警察との協議の上で、交通量が多いなど緊急度の高い車道を中心に対応してまいりたいと考えております。以

上でございます。

すみません。1か所訂正させていただきます。

町内において、現在養北小学校区内に適用するところを養老小学校区内と発言いたしました。訂正しておわびいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 西脇康君。

○1番（西脇 康君） 次の質問に移ります。

去る5月11日に飛び込んできたニュースに大変びっくりいたしました。今年3月まで当町職員であった者が、官製談合防止法違反等の容疑で逮捕されるという事態となりました。この元職員の逮捕という出来事は、テレビをはじめ新聞各紙でも大きなニュースとなり、町民にとりまして興味がある一方で、養老町にとって非常にイメージダウンとなる事案であり、養老町の町政への信頼が損なわれてしまったと感じますし、非常に残念であります。

この地に落ちた町政の信頼を、今後どうやって町民の信頼を回復していったらよいのかと町政を預かる執行にお尋ねし、何としてでも信頼を取り戻していただきたいという強い思いを持ち質問いたします。

質問事項は、官製談合事件についてということですが、8点について質問いたします。

1点目は、元職員が逮捕されるに至った原因について、どう考察されているかをお尋ねします。

2点目は、元職員が逮捕された事案以外に談合の事実があったのか。

3点目は、町が考える調査委員会の実施時期と役割についてお尋ねします。

4点目、家宅捜索により元職員の容疑を把握していたと思いますが、依願退職の経緯をお教えてください。

5点目、依願退職の場合には一般的に退職金が支払われますが、懲戒免職の場合、退職金は支給されません。退職金支給について町の見解を求めます。

6点目、職員の財務規律の徹底を図るため、コンプライアンスの研修などにより職員の教育に力を入れるべきと考えますが、見解をお尋ねします。

7点目、職員を監督する立場である副町長にお伺いいたします。少し踏み込んだ質問になりますが、誠意をもって回答してください。

当該事件の業者の営業との個人的な付き合いがあったのかについてお尋ねします。

8点目、今後町としてどのように再発防止策を講じていくのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） 西脇議員の御質問8点ございましたが、1点目から6点目までは実務的な内容でございますので、私のほうから回答させていただきます。

1点目の元職員が逮捕されるに至った原因についてという御質問でございますが、元職員は技術系の職員として採用され、建設課や水道課といった産業建設部の部署に長い間在籍しておりました。職員が職務を行う上で、同じ業務に長い間携わるということはやはりいろいろな不適正な事務が発生するリスクが高まる可能性がありますので、今後は技術系職員におきましても同じ課で長期間同じ業務に当たらせるという職務について改善をしていきたいと考えております。

また、定期的な人事異動を行い、新しい人の見る目で業務を改善、刷新を促し、業務における人的な変化を加え、不正な温床となり得る事案の発生を抑止していきたいと考えております。

2点目の元職員が逮捕された事案以外の談合の事実があったのかという御質問でございますが、立件された逮捕容疑以外の談合の事実につきましてはないものと承知しております。

3点目の町が考える調査委員会の実施時期と役割についてという御質問でございますが、この度の議会に調査委員会の経費につきまして予算計上しておりますが、現在調査委員会の委員となられる方につきましては現時点で4名中3名の方が決定しております。4名の方が確定いたしましたら、早速委員会を開催いたしまして、委員会での審議の進め方や審議の目的などを明らかにいたしまして審議を進めていく予定でございます。

委員会の開催につきましては、定期的に行うものではなく、ある程度委員の皆様から御指示をいただいた資料等を集めたり、事情を確認したりという作業も伴いますので、ある程度の熟度をもって開催する形となりますので、相当の時間は要するものと想定しております。調査委員会の大きな役割といたしましては、この度の事件の原因追及と再発防止策の提言をしていただくこととなります。

4点目の元職員の依願退職の経緯についてという御質問でございますが、この度の元職員につきましては退職の申出は2月下旬であり、退職の事務及び事務処理につきましては3月2日付で処理が完了しておりました。依願退職を申し出た時点におきましては、警察の介入等もございませんでしたので、通常退職処理をしております。また、警察の介入があった段階におきまして、犯罪の事実に該当するかどうか、立件されるかどうかなど明確ではありませんでしたので、この時点におきましては通常退職の事務の処理となります。しかしながら、当然刑罰の確定によっては退職手当の支給後であっても退職手当の制限についても検討することとしておりました。

5点目の元職員への退職金の支給についての見解という御質問でございますが、退職手当の支給に関しては岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例に基づき支給されているところです。しかし、元職員ではありますが、この事件の判決により確定した刑罰によっては退職手当の返還等を含めて検討を行うこととなります。

6点目の職員の教育に力を入れるべきとの御質問でございますが、公務員倫理や服務

規律の徹底を図るため、令和3年度におきましては全職員に向けたコンプライアンス・公務員倫理研修会を1回開催し、合計38名が受講しております。

元職員が逮捕されたことを受けまして、現時点におきまして公正取引委員会のほうへ官製談合防止法に係る研修を依頼しており、7月末にこの研修を職員60名が受講する予定でございます。

今後も、継続的にコンプライアンス研修などを行い、いま一度法令遵守の模範となるべき公務員として自覚を持った職員の育成に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 川地副町長、自席答弁。

○副町長（川地憲元君） 当該業者と個人的なお付き合いがあったかという御質問でございます。

個人的な内容でございますけれど、きちんと誠意をもって回答したいと思っております。

当該業者の逮捕された容疑者との接点につきましては、公の職場等での立場上、挨拶等を交わす程度の礼儀的なものでございました。しかし、私的な場におきまして個人的なお付き合い等というのは私自身全くございません。携帯電話も知りませんし、メールもしたこともございません。会食等に行ったこともございません。

やはり、この度の事件を受けまして、行政を預かる職員という立場の監督者として、しっかりと職域に応じた付き合い方をしていく必要があるものと再認識しているところでございます。職員のコンプライアンス教育を徹底し、再発防止策を講じてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 8点目の今後町としてどのように再発防止を講じていくかという御質問でございます。

8点目の回答でございますが、再発防止に向けた取組として、外部委員による調査委員会により原因究明を行い、再発防止策を取りまとめ、職員への周知を徹底し、職員が一丸となって養老町の信頼を取り戻す努力を行っていく所存でございます。今後、養老町の職員から逮捕というような事態を二度と引き起こさないよう、再発防止を徹底してまいりる所存でございます。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 西脇康君。

○1番（西脇 康君） 職員の服務規律の徹底を実践していただき、今後、二度とこのような町政に関わる職員の不祥事が起きないようにお願いし、質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、1番 西脇康君の一般質問を終わります。

消毒をいたします。しばらくお待ちください。

それでは、次に11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） それでは、議長に発言許可を得ましたので、通告に従いまして2点について一般質問をいたしたいと思っております。

最初に、官製談合についてですが、既に水谷議員、西脇議員が質問しておみえになりますので重複する案件もあろうかと思っておりますが、御了解を願いたいと思っております。

去る5月12日、メディアが養老町発注の養北こども園解体工事をめぐり、入札価格の算出に有利となる情報を業者に漏らしたとして、県警捜査二課と大垣署、養老署合同捜査本部は11日に官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いで、養老町元幹部職員と落札した町内建設会社の営業部長を逮捕したと大々的に報道がありました。さらに、岐阜地検は5月31日兩名をそれぞれ起訴したと6月1日に新聞報道がありました。

このことに関し、次の点について質問をいたします。

1点目として、元職員について伺います。

建築士の資格は取得されていたのか。人物評価について、私自身も元職員の建設課主幹当時、真面目に沈着冷静に仕事をこなす立派な公務員であるなど高評価していましたが、メディア報道でも多くの方が仕事ぶりを評価しており、突然の逮捕に周囲の多くが首をひねっている状況であり、私のところにも、信じられない、気の毒だ等、同情の声が多く寄せられています。

行政としてどのように評価していたのか、今回の事件、贈収賄が絡んでいる報道はありませんが、この状況から思慮するに業務量やスケジュール的に無理な仕事を押しつけられた組織的なパワハラが原因である可能性があると考えますが、回答を求めます。

2点目、本年4月から予定価格を事前公表にした経緯は何だったのか。県警の家宅捜索が3月5日にありましたが、この影響を受けての対応策なのかお尋ねします。

3点目、技術職員の在籍状況について伺います。

現在、養老町職員の方々の土木・建築技師の取得者及び配置状況をお尋ねいたします。

4点目、入札及び契約の透明性の向上についてであります。

国は、公共工事に対する国民の信頼の確保と、これを請け負う建設業の健全な発達を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針を定めています。この指針では、入札及び契約の過程、並びに契約の内容の透明性を確保するためには第三者の監視を受けることが有効であるとし、競争参加資格の認定・確認、氏名及び落札者決定の経緯について、審査及び意見具申等ができる入札監視委員会等の第三者機関の活用を講ずることを示しています。

本町において、今後不正行為の防止を図る意味においても取り組むべきと考えますが、見解を求めます。

5点目、養老町の入札方式については一般競争入札と指名競争入札がありますが、落札者の決め方について伺います。

価格の安さを評価する価格競争方式と、価格以外の要素も評価する総合評価落札方式

があると思いますが、どの方式を取っておるのか。我々議員に配付されている入札結果表には、入札金額のみの掲載で、入札額でのみ落札者が決定されると推察いたしますが。

落札者の評価方法は以前は価格競争方式が主流でした。しかし、実力のない業者が低価格で入札するなどの問題を防ぐため、近年では総合評価落札方式が主流となっていて、ある統計では1,721の市区町村のうち1,099団体63.9%で導入済みとしておりますが。

総合評価落札方式では、価格以外にも品質、安全性、環境に与える影響など様々な要素を含めて落札者を決定しています。

まず、価格以外の総合的なコストの削減としては、維持管理費、更新費を含むライフサイクルコスト、その他補償費などのコスト。

整備する施設の性能・機能向上に対しては、初期性能の持続性強度、耐久性、安定性、許容性。

そして、社会的要請への対応、環境の維持としては、騒音、振動、粉じん、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染などへの配慮対策、景観の維持。

最後に、地域貢献度として地域貢献度の評価により町内業者の優位性を保てるということでございます。

6点目、不正業者に対する厳罰化について。

指名停止措置基準の厳罰化、最大9か月を延長することについて見解を求めます。

そして、違約金の設定の厳罰化。現在、町の設定状況は分かりませんが、契約条項に違約金を設け、贈収賄も対象とする。契約条項で定める違約金を数値で設定をするということをご提案したいと思います。

7点目として、今回の官製談合について当事者以外の土木・建設業者に対し、防止策を講じられたか伺います。

8点目、再発防止のため職員研修を開催されたのか。

公正取引委員会講師によるコンプライアンス研修、職員に対する倫理規定はあるのか。

最後に9点目として、養老町官製談合に係るホームページに掲載された情報の一部に誤りがあったと認識しておりますが、担当課としての見解を求めます。以上です。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） ただいまの田中議員の御質問につきましては、実務的な内容でございますので、私のほうから回答させていただきます。

9点御質問がございしますが、1点目の元職員の資格取得状況と人物評価について、及び組織的な犯罪の可能性はという御質問でございますが、元職員につきまして建築士を取得しているという情報はございません。人物評価につきましては、真面目で部下からも慕われ、頼りになる職員という評価でございます。

現時点におきまして、贈収賄については警察からはそういった事実があったという情報はございませんし、警察の発表以上の情報はありません。また、元職員に対し組織的

なパワハラ等、町による組織的な犯罪の可能性はございません。

2点目の予定価格を公表した経緯という御質問でございますが、水谷議員の御質問に回答したとおりでございます。

3点目の技術職員の在籍状況についてという御質問でございますが、管理職を除き技術職員の在籍状況は6人で、技術職員の職員数は10年前に比べ減少傾向にあります。また事務職員として入庁し、技術系の業務に当たっている職員が2名おります。

4点目の入札及び契約の透明性の向上策についてという御質問でございますが、令和4年度からの入札におきましては、談合等を防止する目的で、入札を行う際に各指名業者より誓約書を提出していただくよう制度改正を行いました。また、令和4年度からの予定価格の事前公表につきましても、業者と職員との癒着排除を目的として実施しているところでございます。

現時点におきまして、議員御提案の入札監視委員会等の第三者機関の活用につきましては検討しておりませんが、入札制度における透明性の確保に向けて今後も取り組んでまいりたいと考えております。

5点目の養老町の入札方式について、落札者の決め方という御質問でございますが、入札制度における総合評価落札方式に関しましては、養老町建設工事総合評価落札方式試行要領が定められており、価格のみで落札者を決定するのではなく、技術的な要素を評価の対象に加え、価格と技術の両面から最も優れた者を落札者とする方式です。

価格を加味しつつも、公共工事の品質を向上させることができるというメリットがございますが、価格以外を評価するには評価項目の設定や評価基準の設定が必要になるなど、専門的見地が求められます。また、評価が行われるために開札から落札決定までに時間がかかるなどのデメリットがあることから、現状、委託業務等を除く工事に係る入札におきまして総合評価落札方式は採用しておりません。

町の工事に係る入札につきましては、一般競争入札及び指名競争入札、ともに最低価格落札方式を採用しております。基本的には、最低金額による応札者が落札することになりますが、予定価格が1,000万円以上の工事につきましては低入札調査基準価格及び失格判断基準価格が設定され、低入札調査基準価格を下回る応札の場合には応札者が落札した金額での施工が可能かどうか調査を行うこととなります。また、失格判断基準価格を下回る応札の場合は調査をすることなく失格となります。従いまして、必ずしも最低金額による応札者が落札者とはなりません。

6点目の不正業者に対する厳罰化についてという御質問でございますが、養老町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱及び養老町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱運用基準により資格停止基準を定めており、入札に関して不正があった場合には資格停止等の措置を行うこととなっております。

この基準につきましては、岐阜県に準じておりますので現時点におきまして変更する

考えはございませんが、制度改善が必要であると認める場合には適宜要綱の見直しを図ってまいりたいと考えております。

7点目の当事者以外の土木・建設業者に対して防止策を講じたのかという御質問でございますが、現在この度の事件につきましては5月31日に起訴され、今後裁判により事実や刑罰が確定するものであり、いまだ事件の全容が明らかになっておりません。裁判の経過や調査委員会等での原因追及・究明を図り、職員だけでなく業者につきましても再発防止策を講じてまいりたいと考えております。

8点目の再発防止のため職員研修開催についてと、職員の倫理規定についてという御質問でございますが、職員の研修等につきましては西脇議員に回答したとおりでございます。また、職員の服務規程としましては養老町職員服務規程がございます。

9点目のホームページに掲載された情報の一部に誤りがあったことについてという御質問でございますが、元職員の逮捕に係るホームページに掲載した情報に一部間違いがございました。既に訂正して掲載をさせていただいております。今後、情報の発信に間違いのないよう気をつけてまいります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 3点目の技術職員の在籍状況についてですが、技術職員は6人とのことですが、具体的内訳の説明を求めます。

10年前に比べ減少傾向にあるとのことですが、要因は何か。業務、事業に支障はないのか。また、養老町の建築・土木発注額からすると最低でも1級建築士1名は必要と考えますが、見解を求めたいと思います。過去には、建設課で1級建築士資格取得者が2名在籍された時期があったと記憶しておりますが、このことをつけ加えておきます。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） ただいまの田中議員の再質問に回答させていただきます。

現在、技術職員の配置状況ですが、建設課4名、水道課1名、産業観光課1名の合計6名でございます。

技術職員の内訳は、建築1名、土木4名、電気1名となります。ほかに、事務職員として採用され、技術職員として業務に当たっている職員が建設課に1名、水道課に1名の合計2名となっております。

技術職員の採用が減少している要因としましては、近年民間企業において技術職を志す新卒者の採用競争が激化しており、公務員を志望する学生を確保することが大変厳しい状況が継続しているものと考えられます。

議員御指摘のとおり、平成30年度までは当町におきましても1級建築士の資格を所持している者が2名在籍しておりましたが、現状では在籍しておりません。

現時点におきまして、業務に支障を来している状況ではございませんが、建築の専門性を有する職員も1名在籍しておりますので、業務に係る知識の習得に向けた啓発を行ってまいります。また、技術職員は業務を行う上で専門的な知識を生かした業務精査など、重要な役割を担うことが期待され、専門知識を有する技術職員の育成については町の大きな課題であると認識しております。今後の人事採用について、将来を見据えた採用計画を検討してまいります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 9点目のホームページ誤表記についてでございますが、こういうことはささいなことですが、原因は緊張感の欠如と言わざるを得ません。今後はチェック機能を働かせ、絶対に同様なことが発生しないよう強く申し述べて、次の質問に移りたいと思いますが、ちょっと時間的に無理ですので午後には。

○議長（大橋三男君） 田中議員、ここで暫時休憩といたしますので、2番目からの質問については午後からお願いをいたします。

（午前11時52分 休憩）

（午後1時10分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは、休憩を解き、休憩前に引き続き田中議員の2番目の質問から始めます。

田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） それでは、2点目の質問に入ります。

養老町地域医療体制についてであります。

厚労省は2019年7月3日、全国各地の病院の機能分化や再編、統合を促し、過剰なベッドを削減するため、重点的に支援する区域、重点区域を全国に数十か所設定し、自治体に直接助言する方針を打ち出しました。これまでは、各地の自治体や医療関係者らの議論に委ねておりましたが、需要に合わないベッドの減らない見通しとなっているためであるとしております。2025年には団塊の世代が全員75歳以上となり、医療や介護の費用が大幅に増えることが予想され、このため政府は、2025年の医療需要を把握し、効率的な医療提供体制の構築を目指す地域医療構想を都道府県ごとに法律で定められたことは周知のとおりであります。高齢化や人口減少に合わせて重症患者向けのベッドを減らし、需要が高まるリハビリ向けを増やす計画であります。

厚労省によりますと、全国のベッド数は2018年で124万6,000床ですが、2025年に必要なのは5万5,000床少ない119万1,000床でよいと。救急治療や手術を行うベッドは19万7,000床が過剰で、逆にリハビリ向けは20万4,000床足りないと公表いたしました。さらに2019年9月26日、全国1,455の公立病院や公的病院のうち、診療実績が乏しく再編、統合の議論が必要と判断した424の病院を初めて公表いたしました。

これまで検討を促してきましたが進んでいなくて、異例の対応に踏み切りました。高齢化により膨張する医療費を抑制する狙いがあり、養老町内にある西美濃厚生病院もその一つに含まれておりました。

この方針により2021年12月3日、全国の436の公立・公的病院の病床が2017年から4年間で5,700床削減されたと厚労省が明らかにしました。しかし、本年4月17日、公立等病院の経営改革に関する総務省の方針が大きく転換したとメディア報道がありました。本年3月に7年ぶりに改定した自治体向け指針で、不採算病院などの統廃合が必要とする従来の見解を撤回。統廃合は求めず、2024年3月までに病院の経営強化計画を作成するよう要請。新型コロナウイルス感染症患者受入れで各地の公立病院が大きな役割を果たしたのが要因としております。

総務省は3度目となる今回の指針で、感染症拡大時に公立病院（公立的病院）の果たす役割の重要性が改めて認識されたと強調、病院間の役割分担や連携強化を進めるよう自治体に求めたとしております。具体的には基幹病院が高度な医療を引き受け、周辺の中小病院は初期治療や回復期のケアなどに特化する姿を想定しております。限りある医師や看護師、医療設備を地域内に効率的に配置し、経営の効率化と病院存続の両立を図る戦略で自治体独自の判断による統廃合は妨げないとしております。

さらに総務省は、新たな感染症がいつ流行するか分からず、統廃合を進めれば地元への影響が大きいと方針転換の理由を説明し、人口減少や医師不足で公立病院の経営は依然として厳しい。しかし、地域ぐるみで医療体制を維持する方法を考えてほしいと話しております。

これらを踏まえて、次の点について質問をいたします。

1点目、新型コロナウイルス感染症の流行により、ワクチン接種を3回目終了いたしました。医師会、区長連絡協議会が連携し実施されてきましたが、この経験から養老町の医療体制はどのように評価されておるのか。また、検証はされているのかお尋ねします。

2点目、今後医療機関に対しての課題として、町民に必要な医療提供をしていくため、医師数を確保することや開業医の高齢化、後継者問題等が潜在化しており、将来に向けての医療提供体制の確保と医療福祉従事者確保・育成が重要課題と考えますが、見解を求めます。

3点目、先進事例として、独自の地域医療構想を策定して実施している地方公共団体があります。養老町地域医療構想推進委員会を設置し、養老町地域医療構想策定を求めますが、町の考えを求めます。

4点目、地域包括ケアシステム構築の実現に向けて伺います。

地域包括ケアシステムとは、たとえ介護が必要な状態になっても住み慣れた地域において生活し続けられるよう介護・医療予防・生活支援・住まいを一体化して提供してい

くという考え方の下、養老町シニアプラン21第3期、平成18年から平成20年計画から長期的な視点に立って進められてきたところでもあります。

2014年6月に医療法と介護保険法の改正を含む医療介護総合確保推進法が成立し、効率的で質の高い医療提供体制を構築するための医療制度改革と一体的に地域包括ケアシステムの構築及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、介護保険制度の改革が行われました。

地域包括ケアシステムの構築に向けて地域支援事業の見直しが行われ、その主な内容として在宅医療・介護の連携推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の充実、生活支援・介護予防の充実が上げられ、以降各種事業に取り組んでこられたところですが、成果及び計画どおり進捗しているのか、さらに課題はあるのか伺います。

5点目、岐阜県地域医療構想、2016年7月に策定をされております。町民の周知度の評価は、課題はどのように捉えておられるのか。

総務省が本年4月にコロナ患者受入れで大きな役割を果たした公立病院、公立的病院に対して、統廃合求めずと方針を大きく転換しましたが、2016年7月の議会全員協議会で西美濃厚生病院側より、当病院の病床再編と揖斐郡大野町に整備される新病院、（仮称）西濃病院構想について説明を受けました。

病床再編については、現在、2016年ですが、315床ありますが、ステップ1として、2019年4月から急性期136床、回復期60床、慢性期63床、新たに介護医療院として56床の合計315床の体制で運営するとしておられまして、ステップ2として、2023年からは急性期、回復期、慢性期の具体的な病床数は示されず、介護医療院が56床ということで、病床機能については、今後の医師確保状況等様々な動向を踏まえて検討するとのことでした。こうした状況の中、県、西美濃厚生病院から具体的な数値提案あったのか。また、町としての希望数値はあるのかお尋ねをいたします。

以上、5点についてお答えください。

○議長（大橋三男君） 近藤健康福祉課長、自席答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） それでは、実務的なことが含まれておりますので、私から御回答を申し上げます。

まず1点目、ワクチン接種に関してと養老町の医療体制はどのように評価しているかについてでございますが、新型コロナワクチン接種は、当初接種予約において御希望に添えない状況がありましたが、その後、接種券の発送方法等を見直すなど改善をいたしました。郡医師会では、診療時間外の接種や看護師等の配置などを調整して協力していただいたことから、医療体制は良好であると考えます。また、区長連絡協議会では、ワクチン通信の配布や未接種者への勧奨など周知に努めていただきました。

新型コロナウイルスワクチン接種が順調に進んでいることから、町・郡医師会・区長連絡協議会等との連携は十分に取れていると考えます。

2点目の今後の医療機関に対しての課題はということにつきましては、当町の医療機関と医師数は、一般診療所10、病院1、歯科11、医師35人、歯科医師12人です。

一般診療所では、令和元年に1診療所が開院され、複数の診療所でも後継者が診療されていると伺っております。そのため、当町では、後継者不足の心配は少ないのではないかと思います。

また、西美濃厚生病院が岐阜大学医学部と連携して実施する先端医学等の講座の開設に対し、県の地域医療確保事業費補助金を活用し補助をしています。岐阜大学医学部との連携強化につなげることにより、医師の安定確保及び資質向上が図られると考えます。

3点目の町独自の地域医療構想についてでございますが、平成28年7月に岐阜県では、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じて、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することを目的とし、岐阜県地域医療構想が策定されています。

その中の第3章では、西濃地域での将来あるべき医療提供体制等が示されていることから、町単独での養老町地域医療構想を策定することは現在のところ考えておりませんので、岐阜県地域医療構想に沿って進めていきたいと存じます。

4点目の地域包括ケアシステムの構築の実現に向けてでございますが、第8期養老町介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの推進を基本目標の一つとしております。医療・介護だけでなく、住まい、生活支援を含め、様々な事案に対応できるよう地域包括支援センターにおいて幅広く相談を受けております。

地域ケア会議では、多職種協働により会議を開催し情報共有を行い、医療・介護の連携を進めております。

認知症施策の推進については、認知症に対する正しい知識の普及啓発のため、認知症サポーター養成講座や認知症キッズサポーター養成講座を開催しています。今後はステップアップ研修を行い、支援チームを編成できるよう体制整備を進めてまいります。

一般介護予防事業においては、運動・栄養・口腔・認知機能の向上等に関する知識の習得と実践を目標とした教室を開催しています。理学療法士や栄養士、歯科衛生士など専門職の介入により、より効果的な介護予防ができるよう体制を整備しています。

また、一般介護予防として、介護予防のリーダーとして活躍できるよう、介護予防リーダー養成研修及び介護予防リーダー事後支援の実施を計画しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、昨年度、介護予防リーダー研修等につきましては実施できませんでした。今年度は、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら研修を実施してまいりたいと考えております。

生活支援体制整備事業においては、養老町社会福祉協議会に生活支援コーディネーターの設置を委託し、連携推進を図っております。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、町民の皆様も含め関係機関等に参画していただき、地域包

括ケアシステムの構築を進めてまいりたいと存じます。

5点目の御質問につきましては、西美濃厚生病院の再編については、地域医療構想等調整会議（西濃圏域）で議論され、西美濃厚生病院は医療機能を縮小し、介護医療院を併設した回復期、慢性期機能を担う病院とする方針が示されました。また、病床再編後の病床機能及び病床数は、回復期105床、慢性期35床、介護医療院56床であると伺っています。このことについては、住民の皆様には、令和4年2月の広報に西美濃厚生病院の病床再編について掲載し周知を図ったところです。

町から病床数の希望数については、地域医療構想等調整会議（西濃圏域）で議論されている議題ですので特にお示ししておりませんが、町内の中核病院としてできる限りの病院機能を維持していただきたいと存じます。また、介護医療院については、既に令和2年4月に開設され、要介護者に対して、長期療養のための医療と日常生活上の支援を一体的に提供されており、今後の展開に期待をしております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 再質問いたします。

1番目に関して、実際に郡医師会等医療関係者、区長連絡協議会と行政が一堂に会して対面での検証、評価、議論されたのか伺います。

町総合計画（絆プラン）でも、各事業に対してPDCAサイクルの重要性をうたっており、未実施であればぜひ開催を求めるものであります。

後藤厚労相が6月17日に記者会見で、政府が感染症危機管理庁を新設し、感染症の司令塔機能強化策を決定したことに関連しまして、これまでの新型コロナウイルス対応について反省すべき様々な課題があった。医療提供体制の構築について、平時から備えておく枠組みが不十分であった。危機時に病床を確保する対応や地域で個々の医療機関が果たす役割が具体化されていなかったと陳謝されております。国と地方の違いはありますが、対面での話し合いをされ、本音トークをぜひ求めます。

それから、2点目としては、養老郡医師会会長の石井先生が2019年6月の会長就任挨拶で、2005年4月より継続している養老地域連携セミナーには行政、医療関係者、介護関係者が多く集まり、研修のみならず、顔の見える関係を構築するための意見交換、情報交換を行っており、これを今後も継続していく予定ですとっておられ、まさにこのことこそ地域医療構想に通じるものであり、発展的に具申し、ぜひ養老地域医療構想策定に向けて推進委員会設置を望むものであります。再度回答を求めます。

3点目の地域ケア会議の関係ですが、参加メンバー及び開催頻度を確認いたしたく、具体的に説明を求めます。

4点目としては、養老町内の医療機関は、総合病院1施設、一般診療所14施設、歯科診療所13施設ありと養老町第五次総合計画（絆プラン）の平成23年3月に策定した119

ページに掲載されており、近隣市町においても総合病院があるなど、圏域としては恵まれた医療環境にありますが、医療ニーズが高度化、多様化する中で、町内の総合病院では常勤の医師がいない診療科があるなど、安心していつでも適切な医療を受けられる体制が十分でない状況があり、地域医療の充実が課題となっておりますと町長が談話で声明されております。

11年前と比較しますと、医療機関としては、一般診療が4施設、歯科診療が2施設減少しており、中長期的に見た場合には減少傾向であり、この課題をどのように解決、対応していくのかお尋ねをいたします。

○議長（大橋三男君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 4点について御質問をいただいておりますけれども、3点目のことにつきましては実務的なことでございますので、課長のほうから返答させていただきます。

まず、1点目でございますけれども、新型コロナウイルス感染症への対応における本町の医療体制ということでございますが、国の指針に基づき、県全体、また西濃圏域といった各圏域で医療体制は構築をされております。国・県・町と役割分担は違いますが、本町においては十分な体制が取られていると考えております。

新型コロナワクチン接種に関して評価・検証ということでございますが、郡医師会、区長連絡協議会、町がタッグを組んで進めているところであり、当初は混乱があったものの、現在は順調に進めております。これから4回目接種が始まりますので、全体的な検証につきましてはまちづくりビジョンの中だと考えております。

2点目についてでございます。

地域医療構想策定に向けての準備という御質問でございますが、岐阜県地域医療構想の中で西濃圏域においては、適正で効率的な医療提供体制の確立に向けて、あくまで各医療機関の自主的な取組を基本としております。特に、急性期病床から回復期病床への転換と慢性期病床から介護施設や在宅医療への移行の2点を中心に取組を支援することが2025年の必要病床数の考え方としております。慢性期病床から介護施設や在宅医療への移行の取組については、今後高齢者が増加し、慢性疾患、あるいは終末期など医療ニーズの増加が見込まれます。

本町においても、在宅医療等の充実を図ることが課題であると考えことから、医療・介護、住民等の代表者と意見交換を行い、地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりたいと存じます。そのため、医療構想を町単独で策定していなくても、現状の体制で対応できるものと考えます。

それから、4点目でございます。

11年前と比べて一般診療所や歯科診療所は減少しているかもしれませんが、急速に少子高齢化が進み、人口が減少しました。また、岐阜県において、地域医療構想が策定さ

れるなど、当時とは状況は変わってきていることから、繰り返しになりますが、本町では、地域包括ケアシステムの構築により対応してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 近藤健康福祉課長、自席答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） 3つ目の御質問につきましては、実務的なことでございますので、私のほうからお答えを申し上げます。

地域ケア会議は毎月開催しており、課題に応じ、保健・医療・福祉関係者、介護サービス事業者、介護支援専門員、区長、民生児童委員、社会福祉協議会の職員、町の担当部署の職員、地域包括支援センターの職員、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員などが出席します。

会議では、高齢者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、一人一人の高齢者が、尊厳を保ちながら住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、必要な包括的かつ継続的な支援について検討しています。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） ただいま一連の医療体制についての話を伺っておると、行政の主体性がまだまだ十分発揮されていないと感じております。

現在、町のホームページで行財政改革推進審議会、また地方創生推進委員会ということで町民に公募委員を募集されておりますが、それに倣って、この地域医療構想についてもぜひ具体化するように努力していただきたいと思っております。

コロナ禍にあつて、ワクチン接種事業が実施され、医師会、区連、医療関係団体の連携がいかに重要であるか再認識されたと思っておりますし、近隣市町間の医療格差が発生しないように町民の積極的な方々も委員に募り、新たな感染症対応のために行政がイニシアチブを取り、迅速に養老町地域構想策定を求めて質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、11番 田中敏弘君の一般質問を終わります。

消毒をいたしますので、しばらくお待ちください。

それでは、次に、5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） ただいま御指名をいただきました、養老の未来を守る岩永義仁です。

今回は、3つの項目について質問を行います。

まず、冒頭ではありますが、前回の一般質問の最後でお話しした、打合せの中で職員から受けたハラスメントの件です。この場で告発したのですが、その後現在まで何の音沙汰もありません。再発防止は図られたのでしょうか。抗議と遺憾の意を表明します。

それでは、まず1つ目の質問に入りたいと思っております。

官製談合事件についてですが、私で本日この質問4人目になります。ここまでの3議

員の質問も踏まえた上での質問をできたらなと思っておりますので、そのつもりでよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、事件の概要等の説明も省かせていただきたいと思ひます。

まず1つ目、役場に対して、県警による家宅搜索があつたのが3月5日とのことです。その後、逮捕されることになる職員はまだ現役の課長として、当時3月議会中もそこに座っておられたのを覚えています。今回の談合事件を行政が把握したのはいつの時点だつたのか。また、家宅搜索は事前に連絡があつたのかお知らせください。

2点目、今申し上げたように、役場への家宅搜索から逮捕まで一月ほどの間があります。当然、この間に逮捕された職員に対して、事件について聞き取りを行っているものと思ひます。そのときの内容についてお聞かせください。

3点目、誰もが一番最初に疑問に思つたことでしょうか。ほかにも談合があつたのかについて、先ほど西脇議員の質疑に対して、ない、なかつたというように答弁されておられたのを記憶しております。今回の官製談合事件での容疑に贈収賄が入っていないんですよね。普通は、この手の事件は金銭等の見返りにというパターンが多いのですが、今回はそういうものがない。町長は本定例会初日の議案に対する質疑で、談合の起きた背景として、業者とのなれ合いといった旨のコメントがありました。ここから考えると、予定価格を伝えるという行為が半ば常態化して、さも業務の一環のようにシステム化されていたのではないかという疑念が湧きます。組織的な関与はなかつたと断言できますか。

4点目、本定例会にも監督責任者である町長、副町長、上司らの減給に関する議案が上がっています。全国の過去の事例から減給措置は当然として、これらの方々の責任についてどのように考えているか、これは町長に見解を求めたいと思ひます。

5点目、町は今回の事件を受けて調査委員会を立ち上げるということです。先ほどもメンバーについて、今選考中である旨の答弁がありました。調査委員会による報告の時期はいつになるのかお聞かせください。いつ頃になるのかで結構です。

ちょっと重複しているかもしれませんが、6点目として、事件からこれまでの間も入札は行われてきていると思ひます。今回の事件を受けて、どのように入札が実施しているか。これまでと変更点があれば説明いただきたいと思ひます。

以上の6点についてお答えください。

なお、このスライドは事前に提出しているもので、ちょっと変更して話している部分もありますので、御承知おきください。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） ただいまの岩永議員の質問に関しまして、実務的な内容でございますので、私のほうから回答させていただきます。6点中、4点を除く5点につきまして回答させていただきます。

1 点目の事件の把握した日及び警察が家宅捜索に入った事前連絡はということにつきましては、役場の把握しましたのは令和 4 年 3 月 5 日、家宅捜索の日でございます。全く事前連絡はございませんでした。

2 点目の 3 月中、元職員がまだ在職中の聞き取りということでございますけれども、この件に関しましては、捜査に関わることでございますので、内容については差し控えさせていただきます。

3 点目の町としての組織的な関与についてという御質問でございますけれども、全く町としまして、そのような組織的な関与等はないということで断言させていただきます。

5 点目の御質問で、調査委員会の報告はいつ頃になるのかということでございますけれども、こちらの調査委員会ですけれども、町が運営する組織ではなく外部委員で構成する委員会となりますので、具体的な実施時期を明言することはちょっとできませんが、協議の進捗につきましては情報を提供してまいりたいというふうに考えています。

6 点目、入札の関係で変更点があるのかという御質問でございますけれども、実際に今の入札に関しましては、令和 4 年度から誓約書を取っておりますので、談合等を防止する目的で誓約書を取る入札制度の改正を行っているというところでございます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 4 点目についてでございます。

逮捕された元職員は課長級の職責にあった職員でございましたので、当然幹部における管理監督責任は生じるものと考えております。このたびの 6 月議会におきまして、調査委員会に係る費用の予算を組み、特別職の給料の減額につきましても議案上程をさせていただき、特別職である町長、副町長の管理監督責任を明確にいたしました。また、元職員の上司に当たる幹部職員におきましても 6 月 6 日付で懲戒処分を行い、管理監督責任を明確にしたところでございます。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○5 番（岩永義仁君） 再質問を行いたいと思います。

2 点目でお聞きした聞き取りした内容についてですけれども、捜査中でお答えできないという答弁だったんですけど、既に起訴されているので捜査中という答弁、言い訳というか、何か該当しないんじゃないかと思うんですけど、もし何かまだ現在この件で捜査中ということ把握しておられるんだしたら、これはすごい特ダネの話を今されたと思うんですけども、ここをちょっとはっきりしていただきたいと思いますので。

あわせて、職員だけでなく業者についても聞き取りを行っておると思うんですけども、併せて職員と業者への聞き取り内容、それについてお聞かせいただきたいと思います。捜査中なんですかねえ。ちょっと確認しかりしてほしいと思います。

次に、1回目の4点目で質問した責任問題に関してですけれども、事件を起こした職員はもちろん責任を負います。養老町指名業者選考委員会の委員長は副町長です。指名入札を管理監督する総責任者とも言える立場にあるのがこの副町長です。当時は就任されてまだ日が浅い頃ですが、それ以前は役場内の重要ポストにいた方です。とても重要な立場で重い責任を負っているのですが、副町長は本当に今回のこの談合を把握できていなかったのでしょうか。

といいますのも、新聞等の報道によりますと、関係者の話として、今回の事件は氷山の一角であるというような旨のコメントがありました。これが事実ならどえらいことです。副町長、現時点で把握していることがあるのなら、ここで全てお話しいただきたいと思います。

次に、これはまた町長にお伺いしたいんですけれども、指名競争入札が談合の温床になるという考え方があります。ある報道によると、養老町が行った一般競争入札は過去5年間で2件だけで、ほとんどそれ以外は指名入札だったとのことです。確かにいつも議案で目にするものは指名入札ばかりです。本会議だったか、委員会だったかはっきりと記憶はしていませんが、なぜ一般競争入札にしないのかといった質疑が過去にあったことを覚えております。今後の入札方法も含めて見解を求めたいと思います。

以上3点になりますかね、聞き取りの件、捜査中の件を含めると、副町長のお話、今の一般競争入札の件について答弁を求めたいと思います。

○議長（大橋三男君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 入札の方法について、指名競争入札ということで今やらせていただいているわけでございますけれども、なぜ一般競争入札にしないかということをお質問だということによろしいでしょうか。

○5番（岩永義仁君） そういう趣旨ですね。

○町長（大橋 孝君） 今朝ほどのこの件についての質問にもございましたけれども、やはり大きなまちなら様々な規模の業者がおられるわけでございますけれども、養老町としたらさほど大きなといいますか、巨大な企業等はおられないというようなこともあって、地域の産業を守る、そして地域の業者を守っていくということの趣旨から指名競争入札ということでやらせていただいております。

高額の5,000万以上につきましては、やはりこれは小さな事業主ではできないということで、他市町等からの企業に参加をしていただいで、適正な入札で行っていただくということで進めているところでございます。以上です。

○議長（大橋三男君） 川地副町長、自席にて答弁。

○副町長（川地憲元君） 失礼いたします。

岩永議員の御質問でございますけれども、確かにおっしゃるとおり、指名選考委員会の委員長で、令和2年度から副町長ですので委員長として職務に当たっております。た

だ、それまでは、私指名選考委員会の委員ではございませんでしたので、いきなり委員長という重責ということで、指名委員会を統括しておりました。その中でこのような事件が起きたというのは、大変責任を痛感しているところでございます。

あと、談合等のお話ですけれども、先ほども町長はじめ課長も答弁しているとおりでございまして、そういった談合の事件はないということでございます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） すみません、ただいまの岩永議員の再質問のところでございますけれども、2点目の私の回答なんですけれども、捜査中という表現を使いましてけれども、公判中ということで、ここで訂正しておわびいたします。以上でございます。

○5番（岩永義仁君） 業者の聞き取りの件についても言えないということ。

〔5番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 何かもやもやして、再々質問を行いたいと思います。

非常にもやもやが晴れない、すっきりしないような最後の課長の答弁でしたけれども、公判中でお答えできないというのもよく分かりますですけどねえ。これはそういうような話をする場がこの議場での一般質問だというふうに認識しておるんですけど、果たしてその答弁は本当に住民に対しての誠実な説明になっておるのかなあというのが、私本当に話を聞きながら疑問なんですよね。それでいいんですかね、課長、本当に。分からんなあ。

こういったことが起こると、一番迷惑を受けるのが、もちろん住民の皆さんには大変御迷惑をおかけしましたけれども、真面目に一生懸命職務に取り組んでいる大勢の役場職員だと思うんですね。ちゃんと働いているのに、住民からは疑いの目を向けられたりしてしまうんです。そういった負の積み重ねが仕事へのモチベーションを下げたって、今回のような事件を再び引き起こしてしまうというようなこともあり得るんですよね。

最後に、養老町の議会議員として、町民の代表の一人として1つ言っておきたいことがあるんですけども、先日も予定価格の保管方法の件でありましたけれども、とあるメディアが書いていることが事実と違うというようなお答えをされましたけれども、もしそうならば、違うのなら、行政として正式に抗議を行っていただきたいと思います。抗議をしないというのは、事実を認めているということになってしまうんです。このことを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

放課後児童クラブ（留守家庭児童教室）の運営や問題について、この放課後児童クラブというのは、全く同じものなんですけど、国の予算措置というか、事業名が放課後児童クラブなだけで、養老町では留守家庭児童教室、また一般的には学童という表現をし

ますので、ちょっと質問の中でもひょっとしたらばらばらな表現をしてしまうことがあるかもしれませんが、基本的には留守家庭児童教室で統一してお話を進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

今年の3月頃ですが、留守家庭児童教室でトラブルが発生している、もうちょっと早かったかな、発生しているとの情報提供があり、解決に向けて協力を求められました。これを受け、毎年度実施されている利用者アンケートの結果を精査する等の調査や複数の方からの聞き取りを行ってきました。結果として幾つかの問題点が判明したので、これらについて質疑を行っていきます。

1点目、留守家庭児童教室で問題、トラブルが発生し、関係者から警察に通報があったとのことです。これにより、警察から指導員に対して聞き取りが行われたというふう聞いております。一体何があったのでしょうか。

2点目、1点目の警察の件と関連があるのかもしれませんが、昨年度、指導員から児童に対しての暴言や体罰のような行為があったとの訴えがありました。事実ならとんでもないことです。留守家庭児童教室内で何が起きていたのか、事実関係の説明を求めます。

3点目、国や県により指導員の指導基準が定められています。また、これらは割と頻繁に変更や修正があるようですが、指導員にどのように共有されていますか。

4点目、監督官庁である厚生労働省が2015年に放課後児童クラブ運営指針を策定し、対象が6年生まで引き上げられました。既に7年が経過しましたが、養老町では夏休みだけが6年生まで対象となりましたが、通常は4年生までしか対応していません。これまでも子育て支援、働く親さんたちへの支援のために、事あるごとに6年生までの引上げを求めてきましたが、指導員の不足や空き教室の不足を理由に実現していません。今後に対する見解を求めます。

5点目、留守家庭児童教室の充実のためには、質、量ともに指導員の確保が求められます。今後に向けての見解を求めます。

以上、答弁を求めたいと思います。

○議長（大橋三男君） 中島教育委員会事務局長、自席答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） ただいまの御質問ですが、1点目から3点目につきましては、私のほうから回答をさせていただきます。

1点目と2点目につきましては、関連がございますのでまとめて回答をさせていただきます。

昨年12月、ある学校の留守家庭児童教室において、勉強するときに正座を強要している、指導員が大声で叱って指導している、虐待ではないのかと心配をされる方から警察へ御相談がございました。通報ではなく相談があったということですが、このことを受け、約3か月にわたり保護者や指導員に対して状況についての聞き取りが行われ、また

教育委員会においても指導員に事実確認を行いました。警察に対しては、ルールの意図や指摘のあった場面での状況についての説明を行いました。その後、3月頃、この件は虐待には当たらないと判断されると警察から報告をいただいております。

児童に対する虐待や暴力行為には当たらなかったものの、子供たちに対するきつい口調や言葉遣いなど、改善すべき指導が一部の教室であったと認識し、教育委員会から該当する指導員に対し個別に指導を行い、現在は改善に至っております。

また、全ての保護者や指導員に対してアンケート調査を実施し、指導の在り方について見直しと改善のための話合いや研修を行ってまいりました。そして、警察に相談された方があったことも含めアンケート調査の結果を保護者に公表し、理解をいただくよう努めてまいりました。

3点目の指導員に指導基準が共有されていたかということでございます。

指導員につきましては、国の基準に基づき、町においても基準を定め、その基準の通りに運営をしております。

毎年、事務局において年間計画を作成しており、年度初めの代表者会において教室の運営方針と年間計画について確認を行い、全ての指導員へ周知しております。また、学期ごとに年3回、代表者会を開催し、現場の状況を踏まえ意見交流を行い、現状と課題の改善に努めております。このほかにも、年2回の講師による全体研修会を開催し、指導員の資質向上に努めております。私からは以上でございます。

○議長（大橋三男君） 森島教育長、自席答弁。

○教育長（森島恵照君） 6年生までの留守家庭児童教室の対応ということでお答えをさせていただきます。

現状と、それから今後についての考えということでお願いいたします。

現状の中で、子供たちの数が減り、空き教室等はもう少し増えているんじゃないかということもあるかと思えますけれども、留守家庭児童教室は、保護者の送迎や、あるいは使用する教室の都合、つまりある程度スペースが一緒になっていなければならない、例えば西の端と東の端が空き教室で留守家庭児童教室というような形では使えない、そのようなこと、さらに児童玄関と別の出入口があるなどなどの条件の中から、やっぱり1階が望ましいと考えています。そうした1階の教室の中には、保健室やあるいは特別支援学級の教室、通級教室などがあり、空き教室が増えてきたのではないかというふうに考えがちなんですけど結構いっぱい、スペースがない状況です。

夏休みについては、通常の教室を留守家庭児童教室として使うことにより、6年生までの対応ができるようにしてまいりました。ここ2年そのような対応をさせていただいたのですが、長期休み以外にはなかなかそういったスペースを確保することができません。現状の中、施設面から6年生までの拡充が難しいということが一つ考えられます。

しかしながら、おっしゃるように、少しでも6年生までをとという思いも私たちも持っております。現状の中で、空き教室等のさらに何とか開発ができないかということや、それから現状、5年生、6年生の子供たちの保護者が留守家庭児童教室をどのように希望されているかといったところももう少し把握をしながら、少しでも対応できるように検討してまいりたいと思っております。

支援員の安定確保についてです。

現在、当町においては、利用者に対して指導員の数は決して十分に確保できているとは考えていませんが、何とか子供たちのことが見られるように人を集めていると、そのような状況です。

夏季休業期間中においては、140名ほどが増えます。夏休みだけで140名が増えます。そうした状況の中で、町内の会計年度任用職員、夏休みにお仕事がちょっとあまりない、例えば支援員さんであったり給食調理員さんであったり校務員さんであったりを留守家庭児童教室の指導員として入っていただく、そういった工夫をして対応してまいっております。

昨年度より新たな試みとして、大学生を指導員として入ってもらうことができました、昨年度1名。本年度、つい最近ですけれども、申込みがありまして、この子も大学生ですけれども、新たに、この子はちょっと通常の時も来られると、毎日は無理だけれども週当たり何日かは来られるということで、通常の平日のときと長期休業日、夏休み、この両方で何とか対応していけるということですので、そういった若い子たちの力も中に入っていたらこうと考えています。こういう学生は保育士、あるいは将来教員を目指す子たちであり、子供と接することの経験が、ただ単にアルバイトとか、ただ単に指導員ということではなく、将来自身のためにも役立つと、こういう両面から新たな取組として考えております。

このことを受けて、今年度保育士の養成や教員の養成がある近隣の大学を訪問しまして、夏休みの夏季休業期間中における留守家庭児童教室の指導員に応募してもらえないかという勧誘をしてまいりました。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 私がお聞きしたトラブル、いわゆる体罰や暴言ですね、先ほどの答弁ですと警察から虐待に当たらずという報告があったということですけど、これは警察が判断することですかね。私が言っているのは、学校教育上であったり、例えば子育ての上での行き過ぎた指導というような意味での部分のレベルでの話なんです。警察が言っているのは、例えば事件化されるような暴力事件であったり、そういうような意味での虐待はなかったという報告なのか。

これ、もう一回お聞きしておきますよ。留守家庭児童教室で起きたトラブルというの

に、いわゆる暴言や体罰のような行為があったのかなかったのかを先ほど確認としてお聞きしたので、これはもう一度そういう意味で、今趣旨をお伝えしましたので、お答えいただきたいと思います。

次に、こちらを御覧ください。

これは、留守家庭児童教室において、正座をしていたことでできた足のあざの写真とこのことで提供を受けたものです。詳しい経緯は分かりません。把握していたら教えてください。

厚生労働省は、2019年12月に「体罰等によらない子育てのために」という指針を取りまとめました。この中では子に対する体罰の定義がなされており、その中の一つに長時間の正座が上げられています。皆さんも経験があるかもしれませんが、学校でする正座は、ほとんどの場合が反省を求められる状況下でさせられていましたよね。私も度々そういった経験をしたので、今回の質問をつくるに当たっては、そのときのことがフラッシュバックしました。長時間の正座の長時間がどのくらいを指すのかの定義はありませんが、特に必要な事情のある場合を除いて、学校で正座は極力やめましょうよ。

また、先月だったと思いますが、子供の体育座りが成長や健康を阻害するおそれがあるとして取りやめた学校が話題になりました。山口県の学校だったかと思います。時代はどんどん変わっているので、参考までに申し述べました。

今回問題のあった例として私のほうで提示したケースはまれなものであり、町内のほぼ全ての教室においては適切な運営がなされているのだと認識しています。ですが、残念なことに、先ほど質問していたような事態が起きているのではないのかなど、今答弁をいただきますけれども、考えております。

養老の未来を担う大切な子供たちの健やかな成長のためにも、良質な子育て環境が必要です。また、仕事を持っていたり、事情があつたりで放課後も学校で子供を預かる必要のある家庭もたくさんあります。先ほどの答弁で再発防止がなされているというような話もありましたが、必ずそうあってほしいと願っています。

次に、6年生までの拡大についてです。

これについては、我が町では本当にいろいろ理由をつけて取り組んできませんでした。先ほど答弁のあったように、1階の教室が望ましい、それはそうでしょう。ですが、ないのならほかで、2階でも3階でも使っては駄目というわけではないのです。あくまでも1階が望ましいだけです。やりようはあるんです。厚労省が拡大の方針を示してから7年です。これはさすがに本気で取り組んでいただきたいと思います。

それでは、正座の件の把握状況と6年生までの拡大について、もう一度お考えをお答えいただきたいと思います。

○議長（大橋三男君） 森島教育長、自席答弁。

○教育長（森島恵照君） まずその前に、事実関係のことについての問合せがございまし

たので、暴言とか虐待とか暴力とか様々な言い方をされますが、先ほどの答弁の中にも具体的に申し上げた、例えば勉強するときに正座をさせようとしているとか、指導員が大声で怒って指導をしているというようなどころについては、やはり私たちも聞き取りをする中で、残念ながらそういう方が一部あったと。それで、そのことについて保護者や指導員や関係の人たちから聞いて確認し、そして改善すべき姿として研修し、指示しているということでもあります。

おっしゃってくださったように、大部分、今現在29名の指導員がいますが、ほとんど本当に子供たちのことを大事にして愛情をかけ、本当に一生懸命真面目にやっておってくださっている方々ばかりですが、また大きな声で怒られた方もふだんはそういう方なのかもしれませんが、そのとき一時、一瞬、大きな声を出して叱ってしまったことがあると、そういう事実は私たちの中でも確認し、その改善を求めたところでもあります。そのことについて、先ほど事務局長のほうよりお伝えをさせていただきました。

2点目の正座についてですけれども、先ほど言いましたが、該当の学級では正座を無理強いしないように、子供の状況を考えて、足を崩したり、段ボールで作成した小さい、座るときにお尻の下に入れるやつですけれども、そういった座椅子を使用したりするようにしていました。町内の留守家庭児童教室は、座卓を使用しています。そのため、正しい姿勢で宿題に取り組もうと正座することがどうしても増えてきます。しかしながら、自ら進んで正座する子もいますけれども、決して正座を強要するようなものではなく、勉強するのに無理のない姿勢であれば問題はないと、そういう考えで取り組んでいますし、これからもいきます。

留守家庭児童教室は学校と異なり、勉強だけではなくて、スペースを利用して多様に学ぶことや、夏休みは睡眠を取る、午睡をするということもあります。座卓は活動に応じて片づけ、広く部屋を活用できる利点があるため、現状では利用人数と教室の大きさを考えた上で座卓を使用せざるを得ないところがあります。今後、椅子席も含めてそれぞれのよさがありますので、スペース、つまり施設の広さや利用人数やそのときの活動の状況などを鑑みて検討してまいりたいと思います。

最後、6年生までの拡充については、先ほど回答させていただいたとおりに取り組んでまいりたいと思っております。ちなみに2階でも3階でもあるとおっしゃっていただきましたが、そのときの2階、3階はほかの高学年が授業をしております。留守家庭児童教室は、一定のまとまったスペースで、学校生活と切り離してあげることによって子供たちが、学校から家には帰ることできない子供たちが少し休める、その中で勉強もするわけでしょうが、宿題もやるというニーズもありますけれども、一旦区切りがあるということが大切なことで、そうしたことの考えの中から、学校生活と一旦区切りをつけられるような、そういう空間を、場所を子供たちの中に提供すると、そのことを大切にしておりますので、なかなかそう簡単に2階や3階に行けというふうにはなりません。そ

のことは御理解いただきたいと思います。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） ちょっとペースアップしていきます。

子育て環境の充実は、養老の未来を担う人材育成の最初の入り口の整備です。ここを全力で取り組まない限り、養老に未来はありません。最近の我が町では、やたらと派手な事業に多額の予算が使われているのが目立ちますが、本来、教育関係に力を入れることが国づくりでもまちづくりでも基本中の基本です。今回は留守家庭児童教室での設備の件までには話が及びませんでした。机や椅子、カーペットや冷房、暖房器具など、必要な物品は充足しているのでしょうか。最近なくなってしまったそうですが、おやつ提供も再開してあげてはどうでしょうか。子供たちが養老で育ってよかったなと思えるように、親さん方が養老で子育てしてよかったなと思えるような、そんな子育て環境を整えていただきたいと思います。残念ながら、私の目から見るとまだまだ全然駄目駄目です。励んでください。

次の質問に移ります。

最後の質問です。

もはや定例になりつつある新食肉市場に関する質問を行います。新たに判明した事実を基に、建設用地取得に関する質問を行っていきます。

これまでの一般質問で、建設用地取得に関する費用負担はどこになるのか。県なのか、いまだ決まらない事業主体なのか、それとも養老町なのかを何度も何度も問いかけてきました。これまで町は、これに対する回答を避けてきました。独自の調査、多くの多くの関係者への聞き取り等により、今回この建設用地の取得に関しては、養老町が独自で費用負担を行うということが判明しました。事実関係を確認したいです。

次に、前回の一般質問でも取り上げましたが、ある建設候補地の土地の取得と造成、さらに企業への補償等で総額約50億円の試算があるとのこと。これらは、先ほど申し上げたように、事実であるならそのまま養老町が負担する金額ということになります。私たちのような自治体が単独で担うには大き過ぎる金額です。こちらも事実関係を確認したいと思います。

また、なぜこれほど重大なことをこれまで公表せずにいたのでしょうか。執行部に対する憤りと不信感でいっぱいになりました。見解を求めます。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長、自席答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいま岩永議員の御質問でございますが、実務的な内容が含まれておりますので、私のほうから御回答を申し上げます。

ただいま岩永議員の御質問に関し、一般質問通告書に基づき御回答を申し上げます。

用地取得に関しまして、令和3年3月第1回定例会において御回答をさせていただ

ております。

また、令和3年5月並びに7月に開催されました議会全員協議会にて、当課から報告事項として、今後の進め方などについて報告させていただいたとおりでございます。

したがいまして、議員の御認識のとおりでございます。

また、2点目につきましては、事実ではございません。

公表されなかったという3点目につきましては、1番目の質問で回答させていただいたとおりでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 養老町内には、いわゆる上物のない土地がたくさんあります。企業への補償などしなくても、造成するだけで使える土地がたくさんあるんです。今回の質問をするに当たって、議員有志で改めて4候補地全ての現地をチェックしてきました。例えば、先ほど例に挙げた企業補償が必要になると思われる候補地のすぐ隣には広大な農地が広がっています。4候補地ありますが、ほかの2か所は同じように上物のない農地です。こういう場所ではなく、なぜ企業への多額の補償が必要になりそうな場所が候補地になったのか。根拠を示して回答をいただきたいと思います。

次に、前回少し触れましたが、議会と区長連絡協議会との意見交換の中で分かったのですが、4候補地のうち3つの候補地の地区から建設反対の旨が行政へ伝えられているとのことです。いずれも候補となった地区への説明や情報提供がなされないことによる不信感の表れでしょう。私はこれまで、でき得る限り知り得た全ての情報を住民の皆様へ提供してきました。なぜ私にできることが行政にできないのですか。ちゃんと地域の住民と向き合っていたきたい。候補地となっている地区への説明と正確な情報提供を求めます。見解はいかがでしょうか。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長、自席答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの岩永議員の再質問でございますが、2点ございましたが、4候補地に絞り込まれた根拠ということでございますが、こちらにつきましては、あらゆる条件を基にこれまで4候補地まで絞らせていただいたところでございます。内容について、どこがどうであるとかいうことでなく、あくまでも条件に従いまして、必要である面積を確保できる場所ということで指定しております。

2点目の地元への説明ということでございますが、こちらは現在候補地の選定の段階でございますので、無用な臆測やうわさなどが起こらないように十分に検討した段階において、地元での説明はさせていただく予定でございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 最後、3回目の再々質問を行います。

私がこの新市場の件に取り組み始めて随分と年数が経過しました。この間、私の下には多くの方々から様々な声が届いてきました。最近、私のところに届く声の多くは、新市場ができる期待感のあるものではなく、不安に対するものです。候補地となった地域の代表者や関係者はもちろん、周辺の住民の方からも不安の声が届くようになりました。新市場ができるのが不安なのではないのです。この情報のあふれる時代に肝腎の情報がなくことへの不安なんです。それともう一つが、自分たちの税金が無駄遣いされるのではないかとの懸念の声です。

先ほども候補地選定の根拠についてお聞きしましたが、通り一辺倒の答弁があるのみで、具体的にこういう根拠でというのがありません。例えば最初十数か所あった候補地から4か所に、じゃあどういう基準で選んだのか。そういうのははっきりと答えたことが多分ないんじゃないですかね、私の記憶違いだったら申し訳ないんですけども。この県の大型事業である新市場建設の、しかも養老町が決める候補地選定で何を秘密にするものがあるんでしょうか。全くもって、毎度毎度ですが、理解ができません。

今回の一般質問で情報の共有化ができたのは、新食肉市場へ提供する土地は養老町の負担で用意すること。その費用について、私は行政側が約50億円の試算をしているというふうな情報を得ておりますが、先ほど違うというような答弁を課長がされましたので、ちょっとこれについてももうどう考えていいのか分かりませんが、何らかの試算をもし持っているのであれば、一番高額になる候補地、4候補地のうちで結構ですので、その試算があれば具体的な数字をお知らせいただきたいと思います。

最後に、この件について、県の促進協議会での話はどうなっているのかお聞かせいただいて、今回の私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。以上です。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長、自席で答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） こちら再々質問の回答でございますが、2点かと思いますが、金額、現在の概算額ということでございますが、こちらにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、不要な臆測やうわさ、そういったものが飛び交わないように十分に協議した段階でお示しをさせていただきたいと思います。

あと、促進協の状況ということですが、抽象的過ぎてちょっとお答えができないということでございます。以上でございます。

○5番（岩永義仁君） 全部話してくれていいですよ。時間まで話してください。促進協にどんな話されているか。

○議長（大橋三男君） 答えられる範囲内で結構です。答えられなければ答えられないとおっしゃってください。

竹中産業観光課長。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） こちらにつきましても、今まで御説明させていただいたとおりでございますが、促進協も町の協議会も事業の実施に向かいまして協

議中でございますので、鋭意協議中ということでございます。以上でございます。

○5番（岩永義仁君） 議長、この件に関してとお聞きしたので、用地取得の件に関して促進協での議論の話の話を質問しておるんです。その答弁がないのでさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 竹中産業課長、岩永議員の質問の内容が違うということですので、返答してください。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） 先ほど2点目の御質問に対して御回答させていただいたとおり、養老町が用地を取得するという事になっておりますので、促進協とは別ということでございます。以上でございます。

○5番（岩永義仁君） 終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、5番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

（午後2時25分 休憩）

（午後2時40分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは、休憩前に引き続きの一般質問を続けます。

次に、9番 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い、歯と口腔の健康づくりについて質問させていただきます。

養老町民の皆さん方の関心が高まっている歯の健康づくりについてお尋ねします。

最近、国民の歯の健康づくりについて、岸田総理御発言がありました。簡潔に申し上げます、歯科に係る医療費抑制への対応として、歯科系疾患の重症化予防に定期的歯科健診を義務づけることも検討に値するとの認識を示されました。従来から言われているとおり、歯の健康は全身疾患の予防として重要であり、その対応策として80歳で20本の歯を残そう、8020運動をはじめとする各種啓発活動等が積極的に推進されていることは御案内のとおりです。残念ながら、現在では、世界中を襲ったコロナ感染症の影響から、医療機関への受診控えがあり、歯科に関しても例外とはなり得ず、一定程度の受診控えがうかがえるようであります。

ここに歯科保健の関係者で構成される西濃口腔保健協議会が発行している「健やか」という広報紙があります。ここには、西濃保健所や食生活改善協議会、各地域歯科医師会、薬剤師会、歯科技工士、歯科衛生士などの関係団体、各市町村の行政担当者から現状についての報告が寄稿されています。各団体それぞれの立場から健康増進への情報発信、行政側からの制度づくりや啓発活動が発信されており、皆さんがそれぞれの役割を分担しつつ、歯の健康づくりに取り組んでおられることに敬意を表するものであります。多方面にわたる活動が歯の健康づくりを通して健康維持・増進、ひいては体全体の健康づくりに寄与していることを実感させられました。健康維持は各個人の行動いかんを負うところが大きいと思われませんが、いろいろな指針で何をなすべきかの方向性が示され

ることが活動の動機づけにつながるのではないのでしょうか。その意味で、行政側の果たし得る役割が非常に大きなものであると感じています。

そんな思いを抱きつつ、3点について質問させていただきます。

現状についての認識と今後の施策展開について、行政側の決意のほどをお聞かせください。

1点目は、歯科疾病予防についてお伺いします。

歯と口腔の健康づくりは、単に歯の健康にとどまらず、全身疾患の予防・重症化対策としても効果があると思われまます。現状ではどのような予防策が実施されているのでしょうか。具体的に説明をいただくと町民の皆さんの関心が高まるのではないのでしょうか。住民の皆さんの関心を高めることが目的実現には必須だと思うのです。

2点目は、医科・歯科かかりつけ医についてお伺いします。

養老町の住民の皆さんの健康維持・増進のためには、医科とともに歯科のかかりつけ医の存在が重要だと思われまますが、かかりつけ医についてどのようにお考えなのか、どのような役割を行政として期待しておられるのかお聞かせください。定期健診、かかりつけ医の重要性の広報も必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

3点目は、町の歯と口腔の健康づくりの施策展開についてお伺いします。

周辺市町では、歯と口腔の健康づくりについて独自にいろいろな施策を工夫されておられるようです。養老町における基本指針や実行計画、実行状況についてお知らせください。

以上3点について御答弁をお願いします。

○議長（大橋三男君） 近藤健康福祉課長、自席答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） 実務的な内容でございますので、私のほうから回答をさせていただきます。

歯科疾病予防についてでございますが、当町では、妊娠期から高齢者まで、それぞれの時期に歯と口腔対策を実施しています。具体的には、妊婦健診では歯科診療、10か月健診では歯科衛生士による歯科保健指導、1歳6か月健診時の歯科診察や、2歳児は歯科健診とフッ化物塗布を実施しています、また、こども園、保育園では、定期歯科健診と5歳児へのフッ化物洗口、小・中学校では、定期歯科健診とフッ化物洗口、30歳代の歯科健診、40歳、50歳、60歳、70歳の歯周疾患健診、75歳以上の方はぎふ・さわやか口腔健診を実施して、歯周疾患や口腔機能の低下の予防に努めています。町民の皆様には、各年齢での健診を受診していただきたいと思ひます。

2点目のかかりつけ医についてでございます。

歯科のかかりつけ医は、歯や口腔の相談から定期的な歯や口腔のチェックを行っていただけ、どの世代の方にとっても頼もしい存在となります。日頃の状態をよく知っているかかりつけ医であれば、ちょっとした変化にも気づきやすいため、早期発見・早期治

療が可能になります。また、口腔の状態に合わせて日常の歯の清掃方法等を指導してもらえます。かかりつけ医で定期健診を受けることにより、口腔機能の低下や歯周疾患の予防を期待するとともに、広報等での周知が必要であると考えます。

3点目の歯と口腔の健康づくりの施策についてでございますが、当町では、平成31年3月に基本理念「健康でいきいきとくらせる明るいまち」として、第3次健康ようろう21を策定しました。基本方針の生涯を通じた健康づくりの推進では、高齢化が進む中、健康寿命のさらなる延伸のためには、生涯にわたる健康的な生活習慣づくりに取り組むことが大切であるとしています。歯と口腔の健康の分野でも、かかりつけ医を持つことや、正しい歯磨きの方法の理解と実践に向けた取組を推進しています。

また、医師会、歯科医師会、町の代表者等による養老町健康なまちづくり推進会議を開催し、歯と口腔の健康を含めた第3次健康ようろう21の進捗状況を確認し、課題等について意見交換をしています。

乳幼児期、学童期、青壮年期、高齢期と切れ目のない歯科保健指導やフッ化物の塗布や洗口による予防に取り組むとともに、関係機関や歯科医師会と連携し、それぞれの役割を明確にし、歯と健康の取組を進めています。健康な歯を育てる、正しい歯磨き方法を身につける、食後の歯磨き習慣をつける、自分の歯でおいしく食べるなど目標を持ち、80歳以上で20歯以上の自分の歯を有している人を増やすことができるよう、歯周疾患の予防に取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 3点について詳細に説明をいただきました。

再質問させていただきます。

歯科疾病予防では、年齢ごとに健診を行っていることや、歯と口腔の健康づくりのため、健康ようろう21の推進を図っていることをお伺いしましたが、健診の受診率、また現状における問題点・課題点を把握しておられるならば、含めてお示してください。

○議長（大橋三男君） 近藤健康福祉課長、自席答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） ただいまの再質問にお答えいたします。

歯科健診等の受診率は、歯周疾患健診では、令和元年度は8.0%、令和2年度は7.8%、コロナ禍の影響があると思われませんが、令和3年度は7.1%でした。令和3年度の後期高齢者を対象としたぎふ・さわやか口腔健診は3.5%でした。また、後期高齢者対象の内科に関する健診であるぎふ・すこやか健診の受診率は21%でした。このことから、歯科健診は特定健診などの内科に関する健診に比べると受診率は高くありません。歯の健康は体の健康につながると考えていますので、町民の皆様には各年齢での健診を受診していただきたいと思っております。また、町の歯科健診や歯周疾患健診だけでなく、20歳以上で定期的に歯科健診を受診した人の割合は、平成29年度の健康と食育に関する意識調査

結果によると43.9%でした。

かかりつけ医を持つことで定期的に歯科健診や指導を受け、歯の健康状態を確認するとともに、正しい歯磨き方法を身につけることが大切であると考えますので、健康フェスティバルや広報等を活用し、周知啓発に努めてまいります。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 先日、政府から発表された骨太方針の中で、全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診、いわゆる国民皆歯科健診の具体的検討、オーラルフレイル対策等、歯科保健医療提供体制の構築の強化が盛り込まれました。このようなことから、歯科に対する住民の関心も高まってきていると思います。歯の健康は全身の健康に直結しますので、より多くの住民に歯科健診を受診してもらうために、現在ある健診の受診率の向上と、早期に養老町でも国民皆歯科健診を取り入れていただくようお願いして、質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 以上、9番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

ここで消毒をします。しばらくお待ちください。

それでは次に、3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従って御質問させていただきます。一番最後になりましたので、ちょっと時間が十分ありそうですが、なかなかないそうですので早めに進めさせていただきます。

2019年末から始まったコロナ禍ですが、まだ終息の兆しが見えておりませんが、当分はコロナ禍と経済は両立させる行動がこれからも求められる昨今だと思っております。コロナ禍が早く終息することを願ってやみません。

そんな中ですが、今回の一般質問は、防災について質問いたします。

防災につきましては、過去において、令和元年の12月議会と令和3年9月議会で2回質問をいたしました。今回はその質問を踏まえて、その後どうなったかを行いたいと思います。少し厳しめになると思いますが、エビデンスをしっかりと示して答弁をお願いしたいと思っております。

この3年間ほどで養老町は大きく計画作成等に力を注いでいることがよく分かります。コロナ禍が始まってからは、避難所運営では、新型コロナウイルス感染症対策編が令和2年6月に策定されております。まちづくりの方向を決める養老町まちづくりビジョンが令和3年3月に、以前は防災といえば養老町地域防災企画が主体だったのが令和3年3月に養老町国土強靱化地域計画、同じく令和3年5月に養老町国土強靱化地域計画アクションプラン2021が策定されております。

その中で特に目を引くのが養老町国土強靱化地域計画です。今こちらのほうに出ているところがこの表紙のタイトルです。赤線はちょっと私が引きまして、分かるようさせ

ていただきました。これスクロールが動かないのでちょっと、こんな感じになっています。これは今画面が大き過ぎますので、ちょっと小さくさせてもらいますと、これですね。このくらいが一番ちょうど適性な大きさになっておると思います。

強くて、しなやかな、絆を大切にする養老町の、なかなか外野が入ると読みづらくなるんですけども、強くて、しなやかな、絆を大切にする養老町を次世代に引き継ぐために、令和3年度から令和7年度の計画として令和3年3月に策定してされております。驚くことに、強靱化に関わる分野においては、本計画の指針及び関連する計画は、養老町まちづくりビジョン、養老町地域防災計画、養老町地域業務計画をはじめとし、実に21の計画が関連しております。これが関連してくる内容でございます。

計画策定に関しての想定リスクでは、平成23年、平成24年調査では5つの想定地震が、平成29年、30年の調査では6つを増やして11の地震を想定しております。これに伴って、人的被害の想定では、最大規模の養老・桑名・四日市断層地震の避難者1万1,677人を見込んでおります。

特に注意する被害として土石災害、急峻な養老山地を有する養老町においては、水害と同様に豪雨によりこれまでの想定を超える土砂災害の発生が懸念されることから、土砂災害の特別警戒区域の一覧を載せています。14地域のうち8地域が警戒区域となっております。

これに対してどう備えるかの対策について、リスクシナリオが事前に備えるべき目標、起きてはならない最悪の事態として7つの目標を掲げております。

また、個別施策分野では、保健医療、福祉、医療救護体制確保及び要配慮者への支援、それからさらに横断施策分野では、リスクコミュニケーション、防災教育、人材教育、自助・共助の底上げ、自主防災組織編成、適切な避難行動の周知啓発、中部電力等民間企業との連携、防災士育成を掲げております。

この中に具体的な目標数値が掲げられております。代表的な2つを上げてみますと、1つは備蓄品整備、リスクシナリオの2-1と4-3のところでございます。それから、被害想定、南海トラフ地震避難者数想定に基づく最大被害者数3,000人の1日分を確保する、備蓄計画に関する更新です。備蓄品整備開始完了は、備蓄開始は平成30年、完了は令和7年でございます。

もう一つは、防災士育成、それから防災士の資格取得に要する経費について養老町防災士養成事業補助金を交付し人材育成を図る。防災士の組織化や連絡体制の検討を行う。町内防災士は67名、令和2年です。それから令和7年で100名を予定しております。

この2つを見てみますと、養老町国土強靱化地域計画に掲げられている養老町国土強靱化地域計画アクションプラン2021、今示しましたところですけども、にも掲げていることから、計画に安心してしまうような、ある種の錯覚を感じるように陥ります。

ここで、令和元年の12月での質問で避難所に関する事で質問いたしました。

まず、避難所のことですが、洪水、地震に対して、養老地区は土砂災害が多く見られます。人的被害の想定では、養老・桑名・四日市断層地震では、被害者数、先ほども言いました1万1,677人の想定の中で、大垣養老高校の校舎、体育館、グラウンドの避難所を提案しました。ここのところでは避難者受入れ人数は500人となっております。最も位置的にも安全の確率の高い箇所を提案しました。これに対する回答が、今後の跡地利用について問題もあろうか覚書の内容を見直し、校舎も避難所として開放できるかどうかについて今後検討してまいりたいとの回答をいただいております。

これに対しまして質問いたします。

避難所について質問しましたのは令和元年12月です。もう2年6か月前のことです。養老町地域防災計画、3年3月の避難所一覧では、同じく洪水、土砂災害、地震では収容可能人数が500人と変わっておりません。さきに述べました養老町国土強靱化地域計画では、具体的で重大な被害の規模を避難所数を想定しながら、なぜ数字的には対応が見られません。一刻も早く見直すべき事項と理解しておりますので、回答をいただいている趣旨で覚書の内容を見直し、校舎も避難所として開放するかどうかについて今後検討するとの回答について時系列で御質問いたします。

まず、一般質問した令和元年12月から養老町地域防災計画策定の令和3年3月までの1年3か月の間に、1つ、どの機関、どの組織と覚書を見直し、2つ、校舎も避難所として開放できるかの協議はいつ、何回行ったかお聞きします。

また、養老町地域防災計画策定の2021年3月以降から現在までの2022年6月までの校舎も避難所として開放できるかどうかについて、どこといつ何回協議を行ったのかお聞きします。

次に、コロナ禍の中で災害が発生した場合に備えて、避難所運営マニュアルでは新型コロナウイルス感染症対策編があります。今示させていただいているものが避難所運営マニュアルのプラン2021です。その中の避難所の住民への広報の中で、避難所の感染症対策として2メートルの間隔の周知があります。また、資機材の備蓄、資機材の準備のところでは、パーティションや間仕切り、段ボールベッド等の準備があります。備蓄品の拡充では、避難所の区割りに使用する段ボール2メートル程度と養生テープです。

避難所のレイアウト作成では、占有面積の2メートルを確保するレイアウトが作成されております。なぜかといいますと、発熱や体調不良のある方の専用スペースの設定を個室が望ましい。教室等を活用する場合は、パーティションや簡易テントを設け、感染防止を図る。飛沫感染防止のため、パーティションの高さは2メートル程度を確保。パーティションや簡易テントは専用スペースを優先するが、居住スペースにおいて積極的にこれを活用する。

これを具体的に表しているのが避難所体育館スペースの比較です。従来のレイアウトでは、約300人規模で占有面積が2.2平方メートルであります。1人分の目安のところ

では、現行の岐阜県避難所運営ガイドラインのレイアウトです。ここで2メートルの間隔を確保したときは、避難所は約130人規模になります。そうしますと、通路を主体に2メートルの間隔を確保しますと170人が不足します。これは従来の2.3倍のスペースが必要となり、そのためには教室活用や他の避難先の確保が必要となります。さらに、パーティションを活用した場合には、通路はもちろん、2メートルを確保しますと約200人規模になります。そうしますと、ここでは約100人分が不足するという形になります。1.5倍のスペースということがこれと同じく各教室や他の避難所確保が必要となります。これは2人、3人世帯としているためです。

現在説明しております新型コロナウイルス感染症対策編第1章の事前対策の住民への広報は、避難所の感染症対策として2メートル間隔の確保等の周知と言いますが、避難所のレイアウト作成では占有面積2メートルの間隔を確保するレイアウト作成と説明しております。この言葉どおりであれば、2メートル掛ける2メートルの4平方メートルになります。この言葉のトリックは、従来のレイアウトでは2平米を目安としながら2メートル間隔を確保、さらにパーティションを活用するという避難所体育館スペース比較のいうところで避難所の人数が不足するという形で分かりづらくしている点です。

これに対して、新型コロナウイルス感染症対策を本文どおりにしっかり対応しているのが推奨される1人当たりの占有面積は、縦2メートル、横2メートルの4平方メートルというのが他の地方公共団体で採用されております。これはパーティションの大きさが一目瞭然となります。コロナ禍の対策として、パーティションの作成・進化が日に日に進んでいるためです。

コロナ禍の中で災害が発生した場合にすぐ対応を求められるために、避難所について御質問します。

3つ目として、まず避難所の混乱を避けるために、指定避難所43か所ございますが、新型コロナウイルス感染症対策での収容可能人数はどのように周知されていますか、お聞きします。

4つ目として、新型コロナウイルス感染症対策編を令和2年6月に策定されてから令和4年6月の2年間の期間に、町民の方に対して、いつ何回どのように周知されましたか。また、10地域、高田、養老、広幡、上多度、池辺、笠郷、小畑、多芸、日吉、室原ですが、いつ何回どのように周知したかお聞きします。

5番目として、さらに養老町の備蓄品の中でパーティションは幾つ備蓄されていますか。

6番目、最後になりますけれども、養老町のパートを除く正規職員271名、令和4年6月時点ですが、避難所設置運営は昼夜を問わず、緊急避難所に行われるものですが、このうち何名が避難所設置運営に関わることができますか、お聞きします。

これに対しまして、防災士に関する質問を行います。

養老町では防災士の育成を行っておりますが、令和元年12月の議会の一般質問で防災士の資格のある方々の知識と経験を生かすための防災士の組織づくりを提案しました。これはそのときの回答ですが、現在は個人で活動されており、町全体としての防災士の組織はございません。そのような組織を立ち上げ、研修会等を開催し、防災士間で情報交換や情報共有をすることにより、さらなる意識の向上や理解が醸成され、町内の防災士が共通の認識を持って活動していくことによって、各地域及び全体の防災力向上につながっているとも考えられますとして、最後に、今後、町といたしましても、どのような取組が効果的であるか検討するとのことでした。

また、令和3年9月の一般質問におきまして、災害情報・災害活動に詳しい防災士の育成と防災士の組織的活用について質問いたしましたところ、育成については、防災士の資格取得に関する経費に対して、養老町防災士養成事業補助金を交付し人材育成を図っている。さらに、組織的活用については、現在は個人で活動されており、町全体としての防災士が相互に連携するような組織はございませんが、大規模災害時における避難所運営など様々な災害対応については、町と防災士が連携して活動できるような体制を構築できるよう検討するとの回答でした。

それでは御質問いたします。

まず、令和元年12月の議会の一般質問である防災士の資格のある方々の知識と経験を生かすための防災士の組織づくりについて、今後、町といたしましてどのような取組が効果的であるか検討する回答ですが、養老町国土強靱化地域計画が策定された令和3年3月までの1年3か月の間に、いつ何をどのように検討されたか時系列をもってお聞かせください。

次に、同じくですが、令和3年9月議会の一般質問である防災士の育成と防災士の組織的活用について、育成では、防災士の資格取得に要する経費に対して、養老町防災士養成事業補助金を交付し人材を図っているとのことですが、いつ何回どこでどのように図ってきたか時系列でお聞かせください。

さらに、これは9番目になりますけれども、組織的活用では、町と防災士が連携して活動できるような体制を構築してできるよう検討するとのことですが、これも同じく、いつ何回どこでどのように検討してきたか時系列でお聞かせください。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） 実務的な内容でございますので、私のほうから回答させていただきます。

9点御質問がございますが、1点目、一般質問した令和元年12月から地域防災計画策定の令和3年3月までの1年3か月間に、どの機関と、どの組織と覚書を見直し、校舎も避難所として開放できるのかの協議はいつ何回行ったのかという御質問でございますが、令和元年12月から令和4年6月現在までに外部組織と覚書や協定を結んだ状況でござ

ざいますが、敬称を略して会社名を読み上げさせていただきます。

株式会社カワセ精工、中部電力パワーグリッド株式会社、生活協同組合コープぎふ、株式会社サラダコスモ、株式会社ナフコ、社会福祉法人養老町社会福祉協議会、公益社団法人大垣青年会議所、株式会社ダイナム、ヤフー株式会社、中北薬品株式会社、以上10社の民間企業等と災害時の物資供給や民間施設を避難所として開放するなどの災害協定を新たに結んでおります。今後も民間企業等の協力を得られるような新たな災害協定の締結について働きかけや協議を重ねてまいります。

2点目の地域防災計画の令和3年3月から現在までに、校舎も避難所として開放できるかどうかについてをどこといつ何回協議を行ったのかという御質問でございますが、大垣養老高校とは令和2年9月及び令和4年6月に協議してまいりましたが、協議内容として、まず大垣校舎については、通常は生徒最優先となりますので、避難所としては体育館しか開放できないとのことで、同じく養老校舎についても廃校後の教室開放は難しいとお話を伺っております。養老校舎の体育館については、現在も部活動で使用しており、施設的には問題ありませんが、校舎につきましてはずっと無人であり、荒れ果てているのが現状です。電気、水道は利用できますが、飲料水としては使用できない旨も伺っております。また、現在は県の倉庫として利用しており、大垣養老高校としては、現状では避難所として開放することは推奨できないと伺っております。

最終的に県教育委員会の承諾も必要とのことですが、町としましても、現状無人であり安全性が確保できない施設を避難所として開放することについては様々な課題が生じるものと認識しております。現時点におきましては、従来の収容人数500人は変更せず、体育館の使用のみで継続してまいりたいと考えております。

また、コロナ禍による収容人数の減少により体育館に避難者を収容できない場合は、グラウンドにて車中避難をしてもらうことも有効であると考えますので、グラウンドを避難所として使用することにつきましては今後協議してまいります。

3点目の指定避難所43か所において、新型コロナウイルス感染症対策での収容可能人数はどのように周知しているかという御質問でございますが、町の指定避難所において、コロナ禍における収容人数及び感染症対策を講じた避難所レイアウトについては、全てシミュレーションをした上で算出をしております。コロナ禍以前では1人当たり1メートル掛ける1メートルで計算しておりましたが、コロナ禍においては1人当たり3メートル掛ける4メートルで計算することになり、指定避難所での収容可能人数が不足することが想定されます。指定避難所において想定される収容員数に限りがあることから、安全な場所に住む親戚や知人の家に避難する分散避難や車中泊による一時的な避難についても避難手段の選択肢として有効であることを広報「ようろう」やホームページ、ケーブルテレビ、出前講座等において周知をしております。

4点目の新型コロナウイルス感染症対策編を策定されてから現在まで、住民にいつ何

回どのように周知したか、また各10地域ごとにいつ何回どのように周知したかという御質問でございますが、町内の大きな地区割りとしましては11でございますが、令和2年度に避難所運営マニュアル新型コロナウイルス感染症対策編を策定し、町ホームページに継続して掲載しております。また、広報「よろろう」にも令和2年度に1回、令和3年度には3回掲載し、ケーブルテレビにおいても令和2年度に1回、令和3年度には2回、防災に関する周知を図るとともに、令和2年9月には全戸に防災リーフレットを配付し、感染症対策を講じた避難に関することに加え、同封の避難者カードを実際に作成いただくことで、日頃から有事の際に住民一人一人がどのように行動するか考えて備えていただく一助となるよう啓発に努めてまいりました。また、令和4年3月に土砂災害ハザードマップを改訂し、関係地域の全戸に配付させていただき、災害への備えに万全を期しております。

各地区への説明につきましては、コロナ禍ということもあり、出前講座など各地区へ出向き実際に説明する機会を確保することが難しい状況でありました。そのような中でも、感染症対策を講じた上で開催された上多度地区における防災訓練にて避難所設営訓練を実施し、また日吉小学校及び広幡小学校での総合教育授業へ講師派遣などを行い、実際のコロナ禍に応じた対応や避難所設営について周知啓発活動を実施してまいりました。出前講座につきましても、コロナ禍で十分に開催できる状況ではありませんでしたが、地域の開催要請に基づき、令和2年度は橋爪西区で1回、令和3年度はみのりが丘で区1回、令和4年度は下笠地区で1回、積極的に参加し周知してまいりました。

5点目の町備蓄品の中でパーティションは幾つ備蓄されているかという御質問でございますが、パーティションにつきましては、2メートル掛ける2メートル、高さが1.8メートルのもので、屋根つきと屋根つきでないものの2種類、合計380基が地域により保管場所はそれぞれ異なりますが、各地区備蓄倉庫及び小学校などに整備されております。

6点目、正規職員271名のうち、何名が避難所設置運営に関わることができるのかという御質問でございますが、総務課において防災専門に関わる担当職員は防災のみ専門で担当しているわけではなく、いずれもほかの業務を抱えながら防災に携わっている2名ではありますが、台風が接近するなど災害の危険が差し迫っている場合には、事前に各避難所を開設する初動職員として37名を選出し配置することとしており、交代職員を含め、全庁体制で対応する体制となっております。避難所を開設する必要が生じた場合に速やかに対応できるような体制を取っております。

また、令和2年度に策定した避難所運営マニュアル新型コロナウイルス感染症対策編以降、課長会議等を通じて職員にマニュアルを周知徹底させるとともに、令和2年度には町職員を対象に32人、令和3年度には29人に対してコロナ禍に対応した避難所設営訓練を実施しており、事前受付や距離を保った避難所レイアウト、体調不良の避難者用に

別スペースを設けるなど感染症対策を講じた避難所設営を行います。避難所は短期間の緊急避難が基本であり、発災直後は町職員が中心となって避難所の報告や救援物資等の要請を行うこととなりますが、避難が長期にわたる場合は、職員が様々な復旧業務に従事する必要があるため、避難所運営マニュアルに基づき、発災数日後までには避難所運営を可能な限り避難者による自主管理体制に移行していくよう心がけていくことが必要となってまいります。

7点目の防災士の資格がある方の知識と経験を生かすための防災士の組織づくりに対して、どのような取組が効果的であるのか検討するとの回答であったが、強靱化計画が策定された令和3年3月までの間に、いつ何をどのように検討したかという御質問でございます。

令和元年より令和3年6月までの3回にわたる内部協議におきましては、自助・共助の面から、行政では手が回らない部分を防災士の方々に担っていただくために、行政と防災士との担う役割を明確にしていく必要があるという協議を行いました。また、その協議では、防災士の組織の立ち上げについては、行政から防災士の方々にこうした組織づくりをしてほしいとお願いをするのではなく、防災士の方々から自発的な取組が実施・検討され、その活動について町と連携できるような取組となっていくことが今後につながる効果の高い取組であるとの結論に至りました。しかしながら、コロナ禍におきましては、そのような取組の実現には至っておりません。今後、行政と防災士との連携について、先進的な市町の取組について研究してまいります。

8点目、防災士の資格取得に要する経費に対して、防災士養成事業補助金を交付し人材育成を図っているとのことだが、いつ何回どこでどのように図ってきたかという御質問でございます。

コロナ禍におきましては、防災士資格取得試験を受験するために必要な岐阜県が開催する防災士養成研修講座が中止となる場合が多く、受講が困難でありましたので、実際、資格を取得しようとしてもなかなか難しい状況でありました。

このような状況下ではありましたが、令和2年度から現在まで、2の方が町の防災士養成事業補助金を活用し資格を取得されました。令和4年におきましては、岐阜県が開催する防災士養成研修講座が開催されますので、開催要領を町のホームページに掲載しております。防災士養成事業補助金の活用も含め、積極的に防災士育成の啓発に努めます。

9点目の町と防災士が連携して活動できるような体制を構築できるよう検討することだが、いつ何回どこでどのように検討してきたかという御質問でございます。

町の防災体制におきましては、災害発生時における情報収集や災害対策など、全職員の動きについて組織体制は構築されております。しかしながら、現状で防災専門に関わる担当職員が2名おりますが、町の業務を防災のみ専門で担当しているわけではなく、

いずれもほかの業務を抱えながら防災に携わっているのが現状でございます。

そうした中で、地域にお住まいの防災士の方々の力は地域の防災力向上に大きな役割を担うものと考えております。例えば、災害発生時において、行政が手の届かない部分を防災知識や経験などにより支援していただくことは、地域にとり安心感をもたらし、地域住民にとり大きな存在になることはもちろん、行政にとっても心強い後方支援となります。

現在、防災士との連携ということで、令和4年5月に防災士の資格を認定する日本防災士機構の協力を得て、町内の防災士の資格を所持している方に対し、町からの要請があった場合に積極的に地域と連携していただけるかどうかの確認をさせていただいているところでございます。

防災士養成研修講座の周知や防災士養成事業補助金を活用して防災士の人数を増加させることによって、町と防災士が連携した活動体制の構築が促進されるものと考えられますので、今後も啓発に努めてまいります。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） 1番から9番までの言葉としては丁寧な使い方ですが、中身がなかなか伴っていない内容が多く見られます。厳しく追及したいところですが、質問と回答がなかなかうまく合致していないのは今回が初めてでございます。

令和元年の12月議会の議事録と令和3年9月の議事録を参考につけて、養老町国土強靱化地域計画の内容から、いかに被害が多く想定されているかのところから、現在遭遇している避難所運営マニュアル新型コロナウイルス感染症対策から見る対応の難しさをどのように解決していくのかが主たる目的であったのですが、目的がよく伝わっていないことが今回ではっきりしたことです。

それともう一つ、回答の中に行政独自の言葉遊び的な要素が非常に強いということです。今回、特に顕著に目についたのが、7番目、8番目、9番目のところです。

令和元年12月の議会の一般質問である防災士の資格のある方々の知識と経験を生かすための防災士の組織づくりに対して、今後、町といたしましても、どのような取組が効果的であるか検討すると回答しているにもかかわらず、その結果はというと、行政と防災士との担う役割を明確にしていく必要があるという協議を行い、防災士の組織の立ち上げについては、行政から防災士の方々に対し、こうした組織づくりをしてほしいお願いはしない。そして、防災士の方々から自発的な取組が実施、検討され、その活動について町と連携できるような取組となっていくことが今後につながる効果の高い取組であるとの結論とありました。これは非常に高度で丁寧な言い回しをして、結果的に分かりづらくしているのが特徴的です。これを現代語で簡約しますと、防災士の組織の立ち上げには、養老町は関わり合いがなく、立ち上げるには勝手にどうぞ。しかし、立ち上が

って活動が順調にいったら養老町が関わってあげますよ。そのほうが効果が高いですよということになります。全く信じられないような殿様商売の関わり方です。

8のところでは、令和3年9月の議会において、一般質問である防災士の育成と防災士の組織的活用の質問に対して、育成では、防災士の資格取得に要する経費に対して、養老町防災士養成事業補助金を交付し人材育成を図っているとのことですが、いつ何回どこでどのように図ってきたか時系列でお聞かせくださいの回答では、一つの例として、令和4年度で初めてホームページを活用して防災士養成研修講座案内を行っていることです。

さらに、9の組織的活用では、町と防災士が連携して活動できるような体制を構築できるよう検討するとの回答では、行政が手の届かない部分を支援してもらうのは安心感があり、養老町と防災士が連携した活動体制の構築が促進されるので啓発に努めるとあることです。

なかなか議論がかみ合っていないので、どうしてこのような回答になるのか少し考えてみました。今までの流れを少し整理してみますと、2017年4月1日に制定された養老町防災士養成事業補助金についての目的のところでは、町民の防災意識の高揚を図り、地域における防災力の向上の担い手となる人材を養成することを目的とし、養老町防災士養成事業補助金を交付するとあります。さらに、補助金の交付対象者は、町が行う防災関連事業に参加・協力できる人、また町が行う防災に関する事業に参加・協力できる方とあります。さらに、補助金の交付を受けた人を養老町防災士資格保有者台帳に登録するとある中で、養老町の今回の回答では、現在、町からの要請があった場合に積極的に地域と連携していただけるかどうかの確認を行っているとのことですが、補助金について制定された2017年からのこの5年間は何だったのでしょうか。全く理解ができません。言わば空白の5年間となります。

職員を責めるわけではありませんが、養老町国土強靱化地域計画アクションプラン2021では、令和2年度の町内防災士は67名、3年後の令和7年度の防災士目標は100名となっております。このスピードでいくと本当に目標達成ができるのか疑問に感じます。

近隣町の例として、輪之内町在住の防災士認定者は261名。令和2年3月31日でございます。平成28年、29年度の輪之内町防災士養成講座では170名の方が防災士と認定されています。その中で、令和2年7月21日に防災士連絡協議会の設立がされております。協議会への参画は27名、発足当時でございます。令和3年1月1日現在では41名でございます。

これは輪之内町内の例ですが、ここでの活動内容は、1つ、自主防災隊への支援、2つ、町の主催による防災に関する事業への支援、3つ、防災士の資質向上、4つ、防災士相互及び地域との連携と明確になっています。輪之内町といえば、46年前の安八豪雨の長良川9.12豪雨災害でも、先人の知恵の遺産の輪中堤の堤防によって洪水を免れた経

緯を持つ非常に防災意識の高い町でもあります。結果的には、言わば町民の命に関わる事項につながっております。

それで今回、防災担当の非常に少ない職員が苦勞を重ねて回答を重ねていただいておりますが、現場の職員で最高幹部である総務部長にお伺いいたします。

総務部長の立場は、財政をつかさどる課とか、各種重要計画を立案及び遂行する課及び庁内全域の課への配慮が必要な立場のところでは、現場職員の計画案件がよく把握されているものがトップに上げられれば、スムーズに計画実行となりますが、ボトムアップ方式です。養老町より人口が少ない輪之内町が非常によい例となっております。

そこで、現場での最高職員の立場の総務部長にお伺いしますが、輪之内町のような防災士連絡協議会は養老町にとって可能かどうか改めてお伺いします。丁寧に丁寧にお願いします。この回答をもって、時間の関係上、一般質問の終了といたします。よろしくお願いたします。

○議長（大橋三男君） 川口総務部長、自席答弁。

○総務部長（川口智也君） それではお答えいたします。

先ほど総務課長から回答がありましたとおり、防災士の団体設立については、防災士の方々からの自発的な取組が最も効果的ではないかという回答のとおりでございます。しかし、現時点におきまして、行政と防災士の方々との関わりについては、必要な議論が不足していると思われまます。

議員御提案の輪之内の取組が当町にそのまま当てはまるのかどうか、可能かどうかということにつきましても検討が不足しておると考えております。先進的な市町の取組も参考にしながら、防災士の関わりについて、本町ではどのような形が最善かを議論してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（大橋三男君） 以上で、3番 小寺光信君の一般質問を終わります。

すみません。ちょっとこの時間をお借りしまして、ここで竹中産業観光課長から予算特別委員会における答弁の補足について発言の申出ありましたので許可をいたします。

竹中観光産業課長、発言。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） 失礼いたします。先般の予算特別委員会におきまして、款7商工費のエネルギー価格高騰対策生活者支援事業の概要について説明を求められました件について補足説明の要請がございましたので、補足説明をさせていただきます。

1戸当たり幾らの試算かというものに対し、金額については、現在5,000円で検討していると説明させていただいております。これにつきましては、ベースとして新しく構築するカード版への付与額を5,000円で考えており、既存養老Payへの付与額につきましましては、養老Pay普及促進を兼ね、5,000円以上で検討しております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） それでは、以上で日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 会議を閉じます。

なお、議会最終日は、明日6月24日金曜日午前9時30分より再開をいたします。

本日はこれもちまして散会といたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午後3時42分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年6月23日

議 長 大 橋 三 男

議 員 松 永 民 夫

議 員 水 谷 久 美 子

